

## 第1回農林水産省政策評価会 議事録

開催日時：平成15年4月18日（金） 午後2時～5時

開催場所：農林水産省第二特別会議室

出席者：（委員）今村委員（座長）、秋岡委員、大木委員、大山委員、加藤委員、  
田中委員、森本委員

（当省）農林水産大臣、大臣官房企画評価課長、総合食料局食料政策課長、生産局生産振興推進室長、経営局経営政策課長、農村振興局農村政策課長、農林水産技術会議事務局技術政策課長、食糧庁総務課長、林野庁企画調整官、水産庁企画課長、統計情報部統計調整課長ほか

### 1. 開会

（皆川企画評価課長）

ただいまから、農林水産省政策評価会を開催いたします。

企画評価課長の皆川でございます。今回は、2月に新たに政策評価会の委員が任命されてから初めての会合になりますので、座長が選出されますまでの間、私の方で司会進行をさせていただきます。

なお、本日の会議は、おおよそ17時頃までを予定しております。若干の余裕がございますので、議論の次第によってというふうに思っております。

まず初めに、委員の皆様方を五十音順で紹介をさせていただきます。

秋岡委員でございます。今村委員でございます。大木委員でございます。大山委員でございます。加藤委員でございます。田中委員でございます。森本委員でございます。

それでは、政策評価会の開催に当たりまして、亀井農林水産大臣よりごあいさつをいただきたいと存じます。

（亀井農林水産大臣）

農林水産省政策評価会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、昨年度に引き続き評価委員をお願いした4名の皆様、また新たに委員をお願いした3名の皆様には、委員就任を快くご承諾いただき、厚く御礼を申し上げます。我が国の行政においては、従来、政策の企画立案段階の検討に重点が置かれ、世界経済情勢が時

々刻々と変化しているにもかかわらず、政策を積極的に見直したり、事後に政策効果をチェックする政策評価機能は軽視されてきたといわれています。政府としては、国民的合意のもとで、情勢の変化に対応した効率的で成果重視の行政運営を推進していくためには、客観的な基準のもとで政策の効果を評価し、その結果を政策の企画と立案に着実に反映させるとともに、国民に対し、政策の目的や効果を定量的かつ客観的に明らかにする義務があります。

農林水産省では各省に先駆け、食料・農業・農村基本計画の初年度に当たる平成12年度から政策評価を実施することを決定し、政策評価会において活発なご議論をいただきながら積極的に取り組んできたところです。しかしながら、農林水産行政は、現在、食の安全と安心の確保、米政策改革の推進等、多くの課題に直面しており、国民に理解される効率的で質の高い行政を確立していくためには、政策の透明性や効果を高め、政策の評価の意義は一層重要になっています。このような認識のもと、当省の政策評価も、評価なくして企画なしとの理念を実践し、企画（Plan）、実施（Do）、評価（See）という政策のマネジメントサイクルの中で、達成度が低い政策手段はもちろんのこと、国民に対してその効果をはっきり説明できないような政策手段は廃止も含め、抜本的検討を行うことを徹底していく考えです。

本日ご出席の委員の皆様方におかれましては、農林水産政策の見直し、改善に加え、折り返し地点にきた食料・農業・農村基本計画の今後の見直しにも資するよう、従来にも増してより厳しい視点で活発なご意見を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私のごあいさつといたします。

なお、これは、役所の方から申し上げることでございますが、私、政治家として、実は衆議院の関係におきまして、決算行政監視委員会、決算委員会が比較的どうも機能してないところがございまして、決算行政監視委員会、この委員会を発足する時点におきまして、党の政調会長代理をいたしまして、あるいはまた、議運の関係、議運の委員長等々のことをする前でございましたけれども、そういう関係にありましたもので、国会におきます決算、あるいは決算行政監視、こういう委員会をつくった一人でもございました。いろいろ関係の諸君から、先生方に大変お骨折りをいただき、政策の評価の面には着実にいろいろご努力をいただいておりますことを承知をしております。ぜひ、大変重要なことでございますので、引き続き先生方のお力添えをお願い申し上げてごあいさつにかえる次第でございます。どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。

(皆川企画評価課長)

ありがとうございました。

なお、亀井大臣におかれましては、所用により退席されますので、ご了承いただきたいと思ひます。

(亀井農林水産大臣)

どうぞよろしくお願ひします。

(皆川企画評価課長)

それでは、議事に入ります前に、本評価会の座長を選出いただく必要がございます。事務局といたしましては、食料・農業・農村政策審議会において座長を務めていただきました今村委員に座長をお願いしてはどうかと思ひますが、皆様にお諮りをしたいと思ひます。

(「異議なし」の声あり)(拍手)

ご異論ないようでございますので、今村委員に座長をお願いいたします。

これからは今村座長の議事のもとで取り進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(今村委員、座長席に着席)

(今村座長)

それでは、ただいま座長に指名されました今村でございます。一言だけごあいさつを述べさせていただきます。

今、企画評価課長から簡単な紹介がありましたが、私、この1月の末まで食料・農業・農村政策審議会の会長をしておりました。当然ご承知のことなのですが、2010年、象徴的にいえば自給率45%にするという基本計画を初代会長としてつくりました。つまり、つくった段階で大変な計画責任を私自身は背負っているという、これは、ひとときも頭の中から抜けない考えでございます。ところが、今回、どういふご配慮か知らないけれども、実行責任をちゃんと全うしろということなのでしょう。多分政策評価がすべて実行責任にかかわるとは思ひませんけれども、かなりの部分が実行責任にかかわる部分があるわけでございますして、そういうわけで大変ご配慮いただいて、おまえはちゃんとやれということで

ございますので、その責務を痛感している次第であります。しかし、委員の皆さんのご協力をいただかなければできないことですので、大変難しい課題でございますけれども、その実行責任を、これも可能な限り全うしていきたいと思っているわけです。

しかし、2010年の基本計画では、5年ごとに見直すこととされています。考えてみますと、2005年の3月という、もうすぐなわけですね。あっという間にその折り返し点は来るわけでございますが、ご承知のように自給率は40%ですと基準年次と変わらずに推移してきております。2005年の3月にどういう見直し等を行うかということは、政策評価のあり方と大いに関係して、それで新しい路線をどう築いていくかということとも関わってくるだろうと思います。つまり当面2005年の3月には結果責任が問われるわけでございます。つまり政策評価の議論ということは、計画責任、実行責任、結果責任、この3つをはっきりさせなくてはならない。そういう中で新しい後半の2010年に向けての5年間に何をすべきかということをも明確に示していかななくてはならないだろうと考えております。

そういう意味で、この政策評価会というのは非常に大事でございます。個々の政策についてのいろいろな評価という問題はあると思いますが、それら全体を踏まえてどういうふうに新しい方向に改革するか、あるいは改善していくか、見直していくかというような問題を常に含んでいると思います。そういう意味で、ぜひとも皆さんの英知を傾けて、ご卓見をお寄せいただければ、座長としても大変うれしく存じます。

さて、私、多分大丈夫だと思うのですけれども、いろいろ事故があった折には、代理を定めておかななくてはならないということに規約上なっておりますので、私から指名させていただきたいのですが、田中委員にお願いしたいのですが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、田中委員、よろしく願いいたします。

## 2. 資料説明・意見交換

(今村座長)

それでは、これから早速議事に入っていきたいと思っております。本日は、新たに任命された委員のもとでの初めての会合ということですので、まず政策評価会の構成及び役割、政策評価会の進め方について確認したいと思っております。関係資料につきましては、委員の皆様にも事前に送付されておりましたが、その説明をお願いし、質疑等の時間を設けたいと思っております。

それでは、ご説明を、徳田調査官、よろしくお願いします。

(企画評価課徳田調査官)

企画評価課調査官の徳田です。よろしくお願いします。

お手元に「農林水産省政策評価会・議事次第」という資料がありまして、その後ろに資料2及び資料3があると思います。それに基づきまして簡単に説明させていただきます。

まず資料2の1ページ目でございますが、政策評価制度は平成13年1月の中央省庁等改革の大きな一つの柱として全省庁に導入されることになりました。政策評価は、国の行政機関が自らの所掌する政策の効果を測定・分析し、客観的な判断を行うことにより、政策的確な企画立案や実施に資する資料を提供するものでございます。

3ページ目をあけていただきたいと思います。政策評価は、政策評価法に基づきまして政府の基本的方針を定めております。その内容については、このとおりでございますが、政策の実施に当たっては、政策効果をアウトカム(国民生活や社会経済に与える影響としての成果)を把握しまして、それをできるだけ定量的に把握するということが基本となっております。

その手法としては、下の括弧の欄でございますが、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式と、3つのパターンが示されております。

農水省としましては、事業評価方式としては、(注)のところでございますが、個別の公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして実施しております。

実績評価方式としては、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に達成度合いを把握して評価する方式として用いております。今回議論していただくものもこの方式によるものでございます。

また、総合評価方式として特定のテーマについて、政策の効果の発現状況をさまざまな角度から掘り下げて分析して、総合的に評価する方式を用いる場合があります。これにつきましては、2年間かけて米の政策について評価をやっております。

5ページ目をめくっていただきたいと思います。農林水産省の評価の取り組みでございますが、農林水産省では、食料・農業・農村基本法におきまして、他省庁に先駆けて同基本計画の初年度に当たる12年度から政策評価を実施し、13年7月には初めて評価結果を公表しております。

また、政策評価法ができました後も、法が義務づける範囲を超えて、引き続き原則とし

ですべての政策分野、公共事業、研究開発課題について自主的に評価を行っているところでございます。また、その際には、客観性を担保し、多様な意見を反映するということから評価会を開催して意見を聞いているところでございます。

お手元に別途1枚紙で色刷りの他府省に先駆けたマネジメント・サイクルを生かした政策の推進ということでまとめているペーパーがあります。これは、全府省の中で最も早く深く積極的に取り組むということで、簡潔にまとめさせていただいておりますが、このような結果になっているのは、何より評価会での議論を通じて得られてきたということだと思います。私どもとしても、今後ともこの状況にとどまらず評価手法の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

資料3に移らせていただきます。「行政機関が行う政策評価における第三者委員会の役割」ということで、政策評価委員会の役割でございます。

1.の目的のところでございますが、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、政策評価法においては、行政機関は、その所掌に係る政策について自ら評価するという、自己評価ということでございます。評価するとともに、その結果を政策に適切に反映させなければならない、と明記されており、その際に、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るために、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図るということで、政策評価会の意見を聞くということになっております。

(3)に飛びますが、このような政策評価法の趣旨を受けまして、農林水産省政策評価会におきましては、政策評価基本計画に基づき、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図ること、成果手法の向上を図ることを目的として開催しているところでございます。

2ページ目をおおげください。政策評価会のもとで、各局庁に専門部会を設けているところでございます。

この関係でございますが、(2)のところですが、農林水産政策全般にわたる政策評価を検討していただくということで、先ほど説明しました実績評価手法なり総合評価手法を用いて検討を行っていただいているところでございます。

また、各局庁の専門部会においては、各局庁所管の補助事業等の事業評価を対象に、認定・決定基準の設定等について議論をしていただくということになっております。この専門部会につきましては、専門委員による検討が中心でございますが、評価会の委員も出席して自由に議論に参加できるようになっておりまして、専門部会のご案内も申し上げているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。

今、資料2、資料3に基づきまして説明いただきましたけれども、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。どなたからでもどうぞ。

私からいうのもなんですが、A3のカラーの、これはなかなかおもしろいですね。うまく、考え方をダイナミックに表現していて。

続いて、次の資料に基づいてご説明いただきたいと思います。徳田調査官、お願いします。

(企画評価課徳田調査官)

引き続きまして、資料4と5につきまして説明させていただきます。

政策評価に関する15年度実施方針についてでございますが、これにつきましては、2月7日の新基本法農政推進本部において、農林水産省として決定しているところでございます。その概要について説明いたします。

農林水産省政策評価におきましては、総務省等より一定の評価をいただいているところでございます。しかしながら、実績評価につきましては、昨年度の政策評価会においても、国民的視点から政策全体の成果がとらえ切れない等の問題があるというような指摘を受けたところでございます。

これを受けまして、(2)のところでございますが、本年度の政策評価の取り組み方でございますが、実績評価につきましては、政策の大目標、中目標を設定して、現行の政策分野・政策目標を整理することにより政策の体系化、ツリー化を図ったところでございます。これを受けまして評価を実施しております。今回の主な分野の議論も、この体系化をもとに行っております。

また、政策手段別評価、いわゆる事業単位ごとの評価でございますが、これにつきましては、達成ランクが2年連続「C」のものに加えまして、13年度の評価の際にランクづけを行えなかったもの、政策目標が相対値であるもの、あるいは事後評価を実施している直轄公共事業等を対象に実施しております。次回、評価会で意見をいただくことにしております。

次のページでございますが、16年度の施策の事前評価ということで、主要な新規施策について事前評価を試行的に実施することにしております。これにつきましても、概算要求後になるとは思いますが、評価会にも報告し意見をいただいた上で、翌年度の事前評価の手法改善に生かしていきたいと思っております。

事業評価につきましては、主に専門部会等で議論しておりますが、農林水産公共事業については、事前評価については費用対効果分析、B / Cを用いているところでございますが、再評価におきましては林野公共の一部について行っているにとどまっており、今後は全般について再評価のB / Cを試行的に実施してまいりたいと思っております。

総合評価につきましては、現在、米政策について評価をしております、7月までには評価会の意見を聞いた上で公表し、来年度の予算要求に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に資料5でございますが、本日の取り進め方にもかかわりますが、14年度政策の実績評価の進め方でございますが、今年度の政策評価の検討に当たりましては、昨年7月23日の評価会において、審議の重点化を図ることが決定されたことを受けまして、幾つかの分野を重点に取り上げるということで、今回19政策分野について審議をしていただくということにしております。これについては、委員の皆様にも相談して決めたところでございます。

次のページでございますが、政策手段別評価につきましては、今後、政策手段別評価の対象事業のうち、各局庁の予算の中心となっている事業に加えまして、前年度に引き続き、評価の結果、「廃止を前提に検討する必要」があるもの、あるいは「必要性が低下」とされた事業を評価会において意見を聞くこととしたいと思っております。具体的な選定につきましては、後日になると思いますが、委員の皆様と相談した上で決定してまいりたいと思っております。

評価会の今後の進め方でございますが、前年度と同様に、評価会の開催の原則1週間前に、各委員に対して評価結果を送付するというところでございます。

また、評価会の議論に当たりましては、政策分野の評価結果について、企画評価課、あるいは各局庁の政策評価課長より評価のポイントを簡潔に説明するというので、事前に送付されたものを委員が読んでいるということを前提に議論を進めたいと思っております。ご協力をお願いしたいと思います。

(3)でございますが、評価会の議事録は、次回評価会開催の原則1週間前に関係資料とと

もに各委員に送付し、発言内容を確認した上でインターネットで公表することとしております。

以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。

以上、資料4、資料5に基づきまして、政策評価の進め方、どうするかということは今説明いただいたわけですが、この進め方について、今の事務局からの説明、ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでもどうぞ。

(加藤委員)

私、今回初めて委員になった加藤であります。引き受けるに当たって、農水省のような非常に膨大といいますか、単に金額だけでなく、質量ともに非常に大きな事業をやっているのを7人の委員で評価するということは、果たしてどういうことなのかというのが、実は、はっきりいって私自身まだよくわからないわけです。しかし、承るところによると、もう既に1年近くそういうことを実施されたということで、いろんな困難な点とか、あるいは評価の方法論も開発中であろうと思いますが、どのような知見が得られているのか、どのような経験、どういうことがよくて、どういうことが難しかったとか、そういうことをお聞かせいただくと、もうちょっと、少なくとも私にとっては評価するというのが一体どういうことなのかというのが具体的にイメージができてくるような気がするのですが、これだけ分厚いものをみて、さあ評価しろといわれても、どうにもならないというのが率直なところであります。

そこで、具体的には資料4で、先ほどちょっとお読みいただいた「視点」というところ、1ページ目、本文の上から3行目ですが、「しかしながら、実績評価については、政策評価会において、国民的視点から政策全体の成果が捉えきれない等の問題があり、政策の体系化を図るべきとの指摘」があった、こういうふうに書かれているわけです。この文章を読んでも、一体どういうことが問題になって、どういうふうにしるといわれたのかというのがわからないものですから、これを一つの例として、率直なところをお聞かせいただけないでしょうか。

(今村座長)

今年初めての方、私を含めて3人で、去年までの方はある程度わかっていると思うのですが、そういうことも含めて説明してください。

(企画評価課徳田調査官)

今、具体的にご指摘いただいたところでございますが、資料6に、今回政策ツリーといえますか、体系化を図って整理したのがあります。実は、今まで政策分野ということで、この資料でいきますと左から3行目でございますが、「食品安全性確保対策」「家畜衛生対策」というようなものが70分野に分けて、農業が52、林、水、それぞれ9分野ということが並列的にありまして、その分野ごとに中身を、例えば食品安全性確保分野でいきますと、 でいきますと、「食品製造業におけるH A C C P等導入率」ということで、例えば「従業員5人以上の食品製造業のH A C C P等導入率」、これは基準値でいきますと というのが12年ということを示しているのですけれども、12年度3.4%を基準に、目標値、一番右でございますが、平成15年に8.5%を目指すということで、これに対して14年度に目標が幾つで、これに対してどうだったかというのをランクづけしてやっているということであつたのですけれども、例えば食品安全性確保対策について、個別にみている議論していただいたのですけれども、それと、食料・農業・農村基本計画における4つの理念との関係はどうなっているのか、あるいはほかの分野との関係はどういう位置づけにあるのかというのがわからないということで、今回、基本法の4つの理念のほか、評価会の意見も受けまして、大目標で消費者が安全な食品を安心して購入・消費できる体制を確立するというので、安全・安心の分野を1項設けたわけでございますが、こういうふうな大目標に対して、こういう位置づけにある、また中目標に対して位置づけがある、関連分野としてどういうものをとらえているかということで整理したということでございます。

そういう意味で、個別のところをみているだけでは全体が把握できない。上位目標との関係が明らかにならない。さらには他の関連分野がきちんと把握できないということで今回整理しております。そういうことが一つの成果として得られております。

(田中委員)

初めから私のほかに4人、引き続きご迷惑をかけるわけですが、皆川課長も、徳田調査官も今回初めてなので、加藤先生がお聞きになったことは、多分非常に難しい説明になる

うかと思えます。前任者から聞いておられても体験しておられないわけで、今ご説明になったのですけれども、大変だと思えます。概略を私の経験だけから、あるいは私で足らなければ、秋岡先生、大木先生、あるいは森本先生に補足していただきますが、実は、そもそも農林水産省の政策分野そのものが、一等初めの数とちょっと違っています。つまり政策分野自体をどういうふうに分けるかということからまず問題であります。初め79ぐらいあったのではないかと思います。それを、この分厚いのにあるように、一つ一つについて事の大きいとか小さいとか、影響が広がっているとか広がってないとか、そんなことと関係なく、べたに79分野の政策について評価してくださいと、ぼんと出されたわけです。それで、1人が全体を勉強するなんて、専門にやっておっても、多分そんな時間と能力を超える問題だったわけです。しかし、初めの1年などというのは仕方がないわけで、いわれたとおりに一生懸命読みました。読んで、しかしながら、少したってから、それにしても大変だというわけで、それぞれの委員が少なくとも2人は同じ項目をみるということで、それぞれ分担して丁寧に読むという方法をまずとったわけです。それでいろいろ各課題、政策分野について問題点を議論していったのですが、それも大変なんですね。それでだんだん、先ほど徳田調査官がご説明になったように、資料の何号だったか、ありましたが、もっと重点化を図ってやるべきではないかということになったわけです。

つまり政策分野そのものは、それぞれ皆ご担当は一生懸命やっておられるし、重要なだけども、我々が第三者として評価するものについては、ここに、今日70あっても、重点とされているものと、比較的軽いものとあるだろう、だから、大事なものを我々は一生懸命検討する。その前提には、原則、先ほどご説明があったように、政策評価は農水省自体が本来やるべきものである。各局が所管について、一生懸命自分の企画したものについて、実施しているものについて、自ら評価していくというのは原則なんですね。そこは一応各局担保してくれるわけで、その重要な政策について第三者の目を光らせようというのがまず1点あります。それで、今日ご説明になったような事態になった。したがって、先ほど説明なされた、去年の7月に決めてしまった19政策分野ありますが、私自身は、新しい委員で19政策分野を、本当にこれでいいのか、なお追加する、あるいは削除するという議論があってもいいのではないかなというのが第1点でございます。

2つ目に、食料・農業・農村基本法、確かにこの法律に基づいて、あるいはそれぞれ林野、水産も基本法が、一昨年か、できました。農水省の基本法が整備されたわけで、大目標、つまりそれぞれの政策も大きな目標から中目標、小目標というのですか、そういうふ

うにツリーになるのではないか。幹になるところ、大きな枝、小枝、政策はそういうふう  
に体系的になっておるはずである。初めの1年以上、しばらくはみんなぼんやりそれぞれ  
描きながらもやっておったのですが、それを研究所のお力も借りながらツリーをつくって  
みようということのできたのが、きょうの資料6の一番左にある大目標であり、中目標で  
ある。これは、今回初めてこういうふうに整理されたわけでありまして、それまでは勉強  
段階だったというふうに私は理解しております。きょう徳田調査官が先ほど説明されたよ  
うに、非常に体系的に整理されておりますが、これ自体、私どもは、なお試行的なもの、  
こうやってみるけれども、果たしてこれでいいかどうかという問題がまだあると思います。  
そこら辺はこれからの検討問題。

第3番目に、評価の一番重要な点は、政策を評価して、先ほどもご説明になったように  
政策に、予算に反映させることです。先ほどのA3にあるようにスパイラルに展開して  
いく。そうであるとする、非常に単純に言えば、予算に反映させていかなければいけな  
いのです。今までの予算だって、必ずいろいろな評価があって予算が毎年ついておるわ  
けです。しかしながら、この一つ一つの政策にいろいろな政策手段があるわけです。個別  
の小さい事業がいっぱいついていて、本当をいうと、それぞれの事業が、その政策目標に  
どのくらい寄与しているかということが的確にわかれば、これは予算を獲得するというの  
ですか、そういう表現がいいかどうか別ですが、非常に有力な手段になるのです。とこ  
ろが、あいまいにしている部局があるとすれば、惰性でやっているのですけれども、非常  
に説得力が薄いということになるわけです。したがって、恐らく財務省に対しても、政策  
評価が的確に行われるようになると大変な武器になるのです。

そういう意味があって、70の政策について、それぞれの政策手段というもの、政策と、  
その政策手段がどう具体的に結びついているかというようなことは、これからも引き続き  
検討していかなければいけない。我々はこれが一番いいのだということではなくて、プラ  
スの方向にとってもマイナスの方向にとっても、それ自体が非常に大きな問題です。手段  
についても完全ではありませんが、今の段階まで来ておるといのが、この2年間の私ど  
もの成果です。簡単に整理すればそういうことではないかと思いますが、足りないところ  
は、どうぞほかの先生方、補ってください。

(今村座長)

ありがとうございました。経験を踏まえられて大変よくわかりました。

(加藤委員)

今の徳田調査官と田中先生のご説明で、私も大変、このわずか二、三行の文章の意味がどういうものなのかというのが、やっとおぼろげながらわかってきたのですが、あえてもう一問、田中先生にご質問を、もし許されるなら、「国民的視点から」という、「国民的視点」と書いてあるのは、単に言葉のあやとして「国民的視点」と書いたのか、あるいは何か非常に深い意味があるのか、その辺ちょっとお教えいただけますか。

(田中委員)

非常に重要なポイントだと思います。深い意味があると思います。先生方は第三者機関の委員として、それ自体国民を代表しておると思いますが、しかし、私たちは選挙で選ばれたそれではありませんので、あくまでも農林水産省がふさわしいと思って選んだに過ぎない。だから完全ではありません。でも、国民的というのは一端は担っていると思います。そのほかに そのほかというより、むしろそっちがメインなのですが、農林水産省は、我々が評価しておること、それから農林水産省自体が評価していらっしゃることをパブリックコメントされるはずであります。オープンにされます。そのことによって国民の意見を聞くということの担保になるということと、もう1点あえて挙げれば、この委員会自体、議事録だけではなくて、公開されているはずであります。ですから、ちゃんとマスコミが聞いておられて、そこがまた、記事は国民に反映されるわけですから、それで、今、加藤先生がおっしゃることが担保されることになるというふうに私は理解しております。

(森本委員)

農業者の立場から今の意見で一言いわせていただきますと、基本的に農水省の事業というのはひとりよがりのなところがあると思う。ほかの国民になかなかわかりづらい。道路を普通につくるわけではないし、橋をかける、そういう事業もありますけれども、私ども農業者は、助成金なり補助金をもらってやっていることがすごく多いのですね。普通の国民の方々は、そのことを、それだけをとらえれば、なぜそんなに農業者にこれだけの税金を使ってやる必要があるのだという意見も私どもはよく聞くんですね。私どもが本来国から助成なり補助金をもらってやっていることは、将来的には食料安保であり、日本の国土の維持発展であり、集落の維持であり、ということでみれば、これは国民の皆様にとっても必要なことをやっているんですよ。最終的には農家のためだけにやっているのではなくて、

農家のためにやっていることが基本的には国民のためにもなっているんですよ。だから、私は今度専門委員にもなりましたのでいわせていただいたのは、私は最終的には投資というような言葉になりたいなど。補助を出しているのではなくて、これは農家に対して国民が自分たちの将来に対して投資しているんだ。これは最終的には自分たちに返ってくるんだ、そういった形に農水の行政が変わっていけば、すばらしいものになるのではないかな。

そういう面では、私どもも、国民からこれから先は理解されない補助事業はあり得ないのではないかなと思っているんですね。だから口の悪い人は、農業はお金をもらうことを一番に考えているといわれるのですけれども、実際そういう面もあったと思います。だから、これから先、そういうものが本当に国民からみても正當的に評価されて、私たちも投資としてみえていけるような農業者にならなければならないと思うし、また、そうならないと、将来的に農業自体も生き残れないと思いますので、国民からみたというのは、私はそういうふう感じて政策評価をやっているところでございます。

(今村座長)

ありがとうございました。新任ではなくて、去年までおられたのは大木さんもそうだと思いますが、経験を踏まえて、先ほどの田中さん、森本さんと同じように……。

(大木委員)

今ご説明いただいたとおりなんです。私は、皆さんより1年遅く、去年の2月からなんです。ですから私が一番遅いと思うのですが、まず最初、本当に何もわからなかった。それでいわれたとおりに評価をさせていただいたという感じでは来たのですが、ツリーということになって大分変わってきたなという感じはしております。先ほどの国民の視点でということですが、これも、特に都会に住む消費者というものは、全く農業というものを理解をしていないという人が多いわけです。ですから、農業に対する予算ということに批判をかなりもっている人たちが多くいわけです。そういう意味でも、こういうものをオープンにして、こうやってますよと透明にして、パブリックコメントを受けるとか、そして評価したのを見てもらうということで、少しずつ理解が進んで、森本さんがいわれたように、私たちも一緒になって投資をしているのだというふうになってもらえたらなという気持ちで、私もそういう意味で評価をさせていただいているということで、まだまだ経験的にもいろんなことがわからなかったりして不足のところがいっぱいあると思うのです

けれども、これからもやらせていただきたいなと思っております。

(今村座長)

秋岡さんも新任じゃございませんね。どうかよろしく。

(秋岡委員)

今お話が出ている国民的視点からということについて一言申し上げさせていただくと、農業とか行政とかに限らず、例えば外を走っている車でも、1つの車には3つの顔があるとよくいわれています。それは、例えば自動車というものを考えると、メーカーの技術者がつくりたいもの、経営サイドが売りたいもの、消費者が欲しいもの、つくりたい車、売りたい車、買いたい車は3つ違うのだと。その間をどう調整するのかというのが、自動車にかかわっている人間にとっては一番大切なことなのですが、多分農業の場合も、単純にいってしまうと、行政のプロの人たちがやりたい政策と、もしかしたら国民の人がやってほしい政策というのは違うかもしれない。自動車の場合でも、例えば特に高齢者が増えてくると、簡単に動くだけの車が欲しいと思っているけれども、メーカーの技術者の人たちは、燃料電池だとか最先端の技術を使ってすばらしい車をつくりたいと思っている。それはどっちもどっちもすばらしいのですが、ちょっとそこに乖離がある。この政策評価の分野においては、行政の方たちは一生懸命いろんな外国の経験とか過去の経験に基づいて、こういう政策はやりたいのだと思っていらっしゃるのだけれども、もしかすると、受け手の国民との間には意識のずれがあったり、タイムラグのずれがあるかもしれない。

この政策評価委員の国民的立場というのは、ある意味でやりたい政策ではなくて、やってほしいという政策という視点から行政分野を整理していったりとか、評価していくという意味が一つはあるのかなという気がするのと、あと、さっき森本さんがいわれたように、国民には、単純に分けてしまうと生産者と消費者がいて、必ずしも生産者と消費者の間の税金を使うということのリンケージがはっきりしていないので、生産者に対して行っている政策は生産者のためだけの政策であって、消費者のための、関係ないんだみたいな議論が出てきたりするの、むしろ第三者評価という形で、その生産者と消費者のリンケージをある程度明らかにしていったら、やはり日本の国民全体としてどう考えていくのだという考えるきっかけをわかりやすく提供するようなことも、一つのパブリックコメントなんかを通じて、それもすごく意味があることじゃないかなというふうに考えております。

(今村座長)

ありがとうございました。大山さんは初めてですね。今の古参の委員のご意見を聞いて、何かコメントをお願いします。

(大山委員)

私は、政策評価会ということで初めて出席させていただいたわけですがけれども、最近では農水省に限らず、大学もすべて、すべて、それこそ評価、評価なんですね。農水省さんもこれぐらい資料をつくっていただいて、私は大学なものですから文科省の関係で、いろんな省庁がどういう政策評価をしているかなどということを経験プロジェクトで調べたりしているのですが、その中では農水省というのは割と積極的でいろいろやっておられるんですね。ただ問題は、評価というこれだけ多くのところでいろんなことが、相当な時間とエネルギーを使ってやっているのですが、まだエスタブリッシュされてない、認知されてないというか、結論が出てないというか、まだ混沌としているというか、試行錯誤の段階である、どうもそういう段階じゃないかと思うんですね。つまり評価自体に問題もあるし、評価をどうやってフィードバックさせるか、あるいは政策のデシジョンにどうやってそれをリンクするかとか、そういったところでは、まだまだ、農水省さんも先ほどいわれた体系化ということはかなり目標を段階ごとにやって、お互い同士のリンクを考えたりというか、ちょっとずつ改良している、そういう段階ではないかと思うんですね。ですから私も、初めてこれに参加させていただいたわけですがけれども、きょう、これから多分いろいろ説明していただけたらと思うのですが、そういうのを聞いた上で、先ほどいいましたように、まだこれは非常にプリミティブな段階ではないかと思うんですね。ですから、せっかく積極的にここまでやっていただいているわけですから、どこまでお役に立てるかは非常に心配なところはありますけれども、そういう意味でこちらにも勉強させていただきたいと思っておりますけれども、できるだけ自由にそういう意見がいえるような場になればというふうに考えております。よろしくをお願いします。

(今村座長)

お願いいたします。

( 森本委員 )

私も最初からこの政策評価にいたるのですが、私は、自分のできることは大したことは何もできないのですけれども、政策評価というのは、農水省の職員の方々が、ただ単に、今さっき秋岡先生がいわれましたように、こういうふうなことをやるのが自分たちの仕事なのだ。こういうふうなプランをつくって、こういうふうなみんなにいいと思ってやっているのです。実際それが、本当に農業者にとって、国民にとって、本当にいいものなのかどうかを考えることをしなかった。政策評価というのは、自分たちが自分たちで今までやっている事業というものを見直す、自分たちがやっている仕事というのは、本当にこれは必要性があるのかとか、本当にためになっているのか、本当に成果が出ているのかというふうなことを一人一人の職員の方が考える。私はそのための政策評価ではないかなと思うのです。そういう面では、職員の方々一人一人が、自分のやっている仕事に疑問をもちながら、そして疑問に対して政策評価という形の中で、私どもはそれを、農業者の立場から、消費者の立場からみて、これは国民がみたときに、こういう評価の仕方では、誰が見てもわかりづらいじゃないか、もうちょっとこういうふうにしなないとわからんよ、誰が見ても、というのを手助けするだけで、最終的には職員の方々が自ら自分のやっていることを自ら反省して、自ら、どういうふうな今からの農水省の行政を進めていくことが正しいことなのかということを考える手助けしかできないのかなと思いつつやっているとこでございませう。

( 加藤委員 )

私の素朴な質問に対していろいろとご解説やらコメントをいただきまして大変ありがとうございました。おかげで私もかなり、まだまだ十分ではありませんけれども、わかってきたような気がいたします。単純に徳田調査官にちょっと、先ほどから19とか70とかという数字が出てくるのですが、何が19で、何が70、どこを数えたら19になり、どこが70になるのか、非常に単純な質問で大変に……。

( 企画評価課徳田調査官 )

以前、政策分野70と書いていたところは、資料6の左から3段落目の「食品安全性確保対策」とか、こういうところが70だったのですが、今回、ツリー化をしまして、中目標とか立てた関係で82になっております。切り分けをしまして82になりました。指標につきま

して、昨年秋にパブリックコメントをした後、ツリー化の議論を評価会でやってもらっておりますので、今回は指標は原則として変えずに、それぞれの政策分野のところにぶら下げるといってやっております。そういう整理になっております。

先ほど田中先生からもあったのですが、このツリーにつきましては、今回、農水省としての評価会にかけるのは初めてでございます。以前は、農林水産政策研究所の方の案をもとに2回議論しているということでございまして、このツリーも完全なものとは私どもも思っておりません。評価会の議論等を踏まえて、翌年度以降の手直しとか改定とかにもつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（「19は」の声あり）

19といひますのは、資料7であります、19分野を選んでおりますが、これにつきましては、お手元の資料のページをみますと、ラインマーカーを引いてありますが、中目標レベルとかで1分野ずつとか、先生方にも相談して議論してもらった方がいいのではないかとこのところを今回選ばせてもらっております。これは議論のための主要分野ということで、施策全般の主要かどうかというのは問題がありますけれども、ここを議論していただきながら全般の議論につなげていきたい。また、ここで得られた知見につきましては、他の分野にも反映していくということでございます。

（今村座長）

それでは、またいろいろ進め方、あるいは分け方等々、分類の仕方等々については、具体的に進める中で、その折に具体的にご議論いただくことにしまして、少し議論を進めていきたいと思ひます。

今、基本的な考え方などについて、4人の経験豊かな方々からいろいろお教ひいただきましたので、それを頭に入れながら、具体的な今年の中身に入っていくらどうかと思ひます。その中で、いろいろ出てきた疑問があれば、またお答ひいただくことにしまして、まず初めに企画評価課の評価結果の概要を事前に皆さんにお送りしていた資料に基づきまして、総括的なご説明をまずいただひて、その上に立って、各局庁の政策評価担当課長から具体的にさらにご説明いただくということで進めていただひたいと思ひますが、よろしいですか。徳田調査官、お願ひします。

( 企画評価課徳田調査官 )

まず資料6と7に基づきまして全般的な話をさせていただきたいと思います。資料6につきましては、先ほどから話が出ておりますが、今回、政策のツリー、体系化ということで、大目標、中目標、政策分野という形で体系化したということでございます。大目標につきましては、食料・農業・農村基本計画、基本法なりの4つの理念プラス安全・安心という分野を大きく立てて整理しております。そのもとに中目標ということで、今回であれば1、2ということで、食の安全と信頼の分野で2つに大きく分ける。その中で幾つか政策分野を立ててやっているということでございます。

資料7というのは大きな綴じたファイリングされているものでございます。これは1週間前にお送りしておりますが、幾つか変更点がありますので、それについて説明させていただきます。

2枚目に変更点を書いておりますが、「食品安全性確保対策」のところでございますが、このところについて記述を改訂させていただいておりますが、これは、危機管理マニュアルというものが定義が明らかでなかったことで、調査結果が一定になっておりません。それを明示的に説明をしたということでございます。

下の「食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開」というところで、関係課が消えておりましたり追加されているのは、ツリーに伴って関係課がかわったところを手直しがされてなかったということでございます。

政策評価シートのところで矢印の方向に修正がなされております。これは、申しわけございませんが、計算ミスの修正でございます。

「大豆の安定生産対策」でございますが、これは記述の適正化という面と、検討方向についての具体化ということで追加させてもらった分がございます。

「飼料の安定生産対策」のところでございますが、検討の具体化ということですが、目標値の設定の仕方について記述させております。これにつきましては、今回ツリー化に伴って政策分野を切り分けましたけれども、生産量の分野だけが指標が立っているところが、麦とか大豆とか幾つかの分野であります。それは、生産拡大だけでコストの問題とか品質の向上とか、そういうものと切り離して本当に指標が立っているのかという問題点が、ここだけではなくてほかのところでも記述させていただいております。

「農業生産資材費低減対策」についても記述の具体化でございます。

「我が国周辺水域における水産資源の適切な管理」というところは記述の適正化でござ

います。

「認定農業者等意欲ある農業者の育成」については、改善方向の記述を具体的に示したところでございます。

「担い手への農地利用集積の推進」につきましては、検討方向の具体化と集落型経営体についての説明をより明確に表現したものでございます。

「農村地域の総合的整備の推進」と「統計情報の収集・提供」につきましては、記述の適正化を図ったものでございます。

以上でございます。これより各局庁の政策評価を説明させていただきます。

(今村座長)

それでは、順を追って、まず説明いただいた上で皆さんのご意見、コメントをいただきたいと思います。

初めに、総合食料局の小林食料政策課長。

(小林食料政策課長)

総合食料局食料政策課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。時間が限られているようでございますので手短にお話しさせていただきたいと思います。

下の数字でいいますと1-1と書いておりますものから合計4件説明させていただきます。

まず最初、1-1-1、このところは「食品安全性確保対策」が政策分野になっておりまして、指標は、目標値として大きく分けまして3つ、1つは重大な食品安全事故を発生させないこと。2つ目がH A C C P、衛生管理のための総合的な手段なのですけれども、H A C C Pという手法をどれぐらい導入しているか。3つ目が、食品製造業に危機管理マニュアルをきちっと整理しているかどうか。

サブ指標といたしまして、残留農薬の調査分析件数というものを設置しております。

その結果ですが、1-1-2、2ページをみていただきますと、真ん中あたりに「有効性評価」と出ております。ここが結果でございます。と書いておりますのが重大事故が発生しなかったかどうかで、これにつきましては発生しなかった。H A C C Pのところについては のア、イ、ウとなっております。ウは、まだ評価結果が出ておりませんが、アとイにつきましては目標をおおむね達成している。 のマニュアルにつきましては、少しご説明しないといけないことがございます。一応評価結果ではなっております。

一、二補足いたしますと、重大事故のところにつきましては、昨年の夏の段階で家計調査で購入数に影響が出なかったかどうかで判断をなさйтеということでしたので、Aと評価しておりますが、その一方で、昨年は未承認の添加物の使用の問題だとか輸入農薬の問題だとか無登録農薬の問題とかが現実の問題として起きているわけです。ただ、それは、家計の購入に影響を与えるというようなことではなかったということですので、与えられた指標ではAなのですが、果たしてそれでいいのかどうかについてはいろいろご議論があるところかと考えておまして、そのように記載しております。

最後のマニュアルのところですが、これにつきましては、先ほど徳田の方からご説明申し上げましたように、危機管理マニュアルというのはまだ定義がはっきりしておりません。そのために、アンケートをとったときにいろんな回答のされ方がされるというようなことがございまして、数字が振れております。このため、今回の場合には、達成ランクのところには「-」を引いております。そういう結果になっているということです。

後のところに、私どもの方のコメントの中で、消費・安全局を新しくつくとか、「食の安全・安心大綱」をつくりましたと書いてございますが、それはお手元に資料をお配りさせていただいております。

続きまして2-3と書いてある部分です。ここは食生活のあり方についての政策分野です。目標値は、大きくいいまして2つございます。1つは脂質、蛋白質、脂、炭水化物と分けた場合の脂分が28%、これは今よりも下げましょうという指標です。食べ残しだとか食品の廃棄、こういったものについても下げましょうという指標です。

サブ指標では、食生活指針の認知度、ボランティアの指導人数のほかに、お米だとか魚だとか肉のそれぞれの消費量を、先ほど今村座長からお話のありました文章をつくっております基本計画の数字にできるだけもっていきましょうというサブ指標を設置したということです。

有効性評価ですが、次のページ、2-3-2と書いてあるところです。ここに書いておりますように、脂質、PFCでいいますとFの部分については、今までのような伸びではないものの、目標の達成というわけにはいかないという形ですのでC評価になっております。食べ残しのところについては、厚生労働省の調査結果はまだ出ておりませんので、ここでは評価できておりませんが、農林水産省の別個の統計によると食べ残しは減少傾向でございますが、しかし、それもAと評価していいかBと評価していいかという段階には至っておりません。

サブ指標の数値につきましては、一定の算式で計算いたしますと、いずれもC評価という形になっております。ただ、今回、こういうことの分析をやりましたことで、一、二感想めいたことを申し上げますと、PFCのFの評価というところで、脂質をもう少し下げましょうというようなことなのですが、食生活が当然変わってきており、基本計画の中でも国民の皆さんのご協力をいただかない限りは達成できないということになっているFの指標、果たして行政でどこまで政策的にコントロール可能かというふうな問題は大きな問題として残るなど考えておりますし、また、個別品目の魚、米というように細分化したサブ指標を、サブ指標として設定してABCをつけることにどういう意味があるのかということについては、もう一度考えなければいけない。例えば、魚については、基本計画では少し減らしましょうという計画内容になっている。ところが、魚がふえている。そうすると政策評価でCだ。片方で魚は健康にいいといっておきながら、ふえるとC評価になるということがどういうことを意味するのかについては、もう一度考えなければいけないのではないかと考えております。

(田中委員)

途中だけれども、書いてあるページをいっていただいて、3なら3の「改善の方向」のそこだと、せっかく書いていらっしゃるから、指摘しながら、そうすると皆さんたどっていけるからよろしいんじゃないですか。

(小林食料政策課長)

わかりました。今ご説明申し上げましたのは、2-3-4ページの「改善の方向」と書いてあるところで、アに申し上げましたが、Fの数値について実際と乖離しつつある。これはどう考えるべきかということ。

オとかカのところ、このあたりについて、特にカについて、個別品目ごとの達成を位置づけることについてのどう考えるべきかということでございます。これでやりなさいといわれておりますので、いいわけをするつもりではございませんが、こういうことになっているということでございます。

続きまして4-10、ここは食品流通の分野でございます。食品流通の分野につきましては、大きな目標値が1つと、サブ指標を3つ設置しております。大きな目標値は流通の効率化ということでございます。4-10-1の「1 目標値」の(1)をお話ししております。そののと

ここで、1人・1時間当たりの販売額を100.7%、前年に比べて0.7%ふやしましょうという指標。

サブ指標は、卸売市場の資本ストック当たりの市場流通量、いってみれば卸売市場の資産価値当たりの取り扱い量をできるだけふやせば、それは投資した資本をより効率的に使っているのではないかという指標です。あとは1人当たりの取り扱い数量とか取り扱い金額というものを挙げております。

評価結果でございますが、それは同じ4-10-1ページの2に「評価結果」とございます。「(1)有効性評価」「目標値」と書いてございます。ここが100.7%を上回るということで、評価結果は105.3%でございましたので、Aランクの評価としております。

サブ指標のところにつきましては、みていただきますとおり、資本ストック当たりの市場流通量については、目標値を達成しておりませんのでC、1人当たりの取り扱い数量、取り扱い金額については、いずれもAというようにさせていただいております。ただ、これで決まると幾つか問題点がございまして、4-10-2ページの「所見」のところ、アの一番下のところでございますけれども、(3)のところでございますが、実は100.7%の達成について、どういう評価手法で評価すべきかということについては、昨年の夏には決定していただいております。従来の基本的な考え方では、過去のトレンドからも顧みなさいという算定方式を設定していただいております。ところが100.7%自体はトレンドと一致した数値を設定しておりますので、この場合には評価不能ということになります。このために、今回は100.7を超えたか超えなかったかという、いわゆるA、C評価で評価をさせていただいております。これは、いざ評価するときになって、さてどうしようということになりましたので、これは事前に確定しておく必要がある問題だろうと考えております。

4-10-4でございますけれども、3の「改善方向」につきまして、個々の指標、サブ指標につきまして、目標達成できてないものについては当然、今後すべての項目について改善を図っていく必要がございますが、4-10-4の3の「改善方向」のイないしはウのところにつきまして、例えば商取引につきましては外的要因が大変多うございます。農林省の施策で動かし得る分などはおのずと限られておりますので、外的要因と政策効果とどう分離するかということについては大きな課題として残っているなと感じているところでございます。

続きまして5-1、ここは国際協力のところでございます。国際協力のところにつきましては、そもそも農林省の予算でどう国際協力をしているかということをご説明申し上げ

げますと、少し飛ばしていただきまして5-1-6に政策手段シートがございます。ここに4つの欄がございます。農林水産省が今回の分析対象にしておりますのは、この4つの基礎的調査事業、国別の実態調査をするところ。人材育成、発展途上国の方を研修員として受け入れるという事業。国際機関への拠出、F A Oにお金を出したりするものです。緊急食糧支援、これはインドネシアとか北朝鮮にお米を出す。こういう事業でございます。こういった事業について国際協力を行っております。当然、外務省が、また別途J I C Aとかいろいろやっておりますが、農林省独自ではこういうことをやっているということです。これを政策評価の対象としておりまして、アンケートをとるという手法で政策評価をしております。

5-1-1です。目標値は、相手国ニーズへの適応度なり我が国の農業政策等への理解度、こういったものを政策評価の目標値として設定しております。

その評価結果は、5-1-1の2の「評価結果」「有効性評価」のところに出ておりますが、片方はA、片方はBという評価結果になっております。

評価結果はこういうことでございますので、特にBのものについては改善したいと思えますけれども、5-1-2の「所見」のウのところでございますけれども、相手国のアンケートをとった結果といえますのは、厳密に考えますと、これはアウトカムではないだろうと考えております。アウトカムとあえていえば、むしろ飢餓が減ったとか、環境問題が解決したかということになると思うのですが、それを測定する手法が必ずしも確立されていないので、アンケートで代替しているということになっております。こういったことについて、今後また検討していかないといけないと考えております。

いずれにいたしましても、今回の評価をやらせていただいた結果、それぞれの分野と目標値との関係というものを明確に位置づける必要があるし、評価の手法についてもあらかじめ確定しておく必要がある。また、その生かし方についてもかなり考えておかないと、評価のための評価になってしまって、国民のための評価にならないのではないかとというのが私個人的な感想でございます。

以上でございます。

(今村座長)

大変ありがとうございました。一つ一つやっていってもいいのですが、時間の関係もありますので、全部通してご報告いただいて、その後、ご議論いただきたいと思っております。

続きまして生産局の川口生産振興推進室長からお願いします。

(川口生産振興推進室長)

生産局関連で3つお願いしたいと思っております。ラベルの方でいきますと、3-2でございます。「大豆の安定生産対策」、それ以降ずっとお願いしたいと思います。

まず「大豆の安定生産対策」ですが、これは中目標の3の安定的に供給できる体制を確立の中に入っている政策分野の一つでございます。

目標値でございますが、16年度につきまして、1のところを書いていきますようにと2つ載せてございます。昨年まではの生産量の方を目標値の上位に置いておりましたけれども、今年から逆転をして、  
、  
、最初に契約数量の方を上位にもってきてございます。交付金対象大豆として価格を下支えする制度がありますけれども、その中で契約している数量を一定程度押し上げるという観点からの目標値でございます。これは、単に生産量の増大もさることながら、需要に応じた大豆生産を進めていく必要があるということで設定をしてあるものでございます。大豆についての取引は、大きく入札と相対と契約とございまして、契約取引についてはニーズを把握しているのではないかとということで指標として用いさせていただいております。2の目標値につきまして、実需者団体だとか生産者団体からなる国産大豆協議会での検討をもとにしてございます。

平成22年度を4万2,000トンということで置いておまして、それにつきましては、ちょっと前後して恐縮ですが、3-2-6のところにも目標値算出の考え方を載せてございまして、下の段のところにも算出方法、  
で交付金対象大豆における～2万6,000トン程度に増加するとなっておりますが、平成9年が8,000トンだったわけですが、22年につきましては4万2,000トンにしたいと思っております。おおむね5倍程度というようなことで、その中間年の16年度、その真ん中のあたりをとって2万6,000トン、これは最初のページに載せてあるものでございます。

同じ3-2-6のところ、上の方を見ていただきますと食料・農業・農村基本計画で、平成22年度生産量25万トンとなっております。これは、基本計画での生産努力目標で定められている生産量でございます。これについて、16年度の目標については、3-2-7のページにありますように20.3万トンということで目標値は置いておりますが、現状はかなり大幅な増産になっている状況でございます。

それは、戻っていただきまして3-2-1のところからお願いします。目標値のところは

20.3万トンということで、その途中結果である平成14年度につきましては、それぞれ2万1,000トン、19.7万トンとしてございます。

具体的な評価結果でございますが、の契約数量につきましては2.1万トン見込みということで、14年産の栽培をする前での契約段階のデータがございましたものですから、これで評価をしております。また最終的な実績でとりまとめる必要がございますけれども、現時点では2.1万トンということで、達成状況としては100になってございまして、達成ランクはAとなっております。

の生産量につきましては、27万トンの見込みになっております。達成状況は大幅に上回っておりまして、216%ということで、大幅に150%を上回った場合には、評価の基本計画の中ではランクづけは行わないで総合的に評価をするということで、「-」ということでさせていただいております。

3-2-2をお開きいただきたいと思います。この増加の原因というのは、転作の方の大豆の拡大ということが大きな条件になっております。そういうことで、波線のところに書いていますように、先週お送りしたのから少し変えておりまして、具体的には「課題の解決に向けて施策を転換していく必要がある。」前回は「施策の必要性が高い」というふうにしていたのですが、もう少し具体的に書かせていただいております。

3の「改善の方向」としましては、大豆の生産は、既に16年度と同じ22年度の目標値を達成しておるということでございます。また、消費者ニーズに応じた生産・供給体制が必要であろうということで、昨年の12月の転作の研究会の報告であります「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」での指摘も踏まえた形でこれからの改善を記述しております。

加えまして、波線で書いておりますように、より具体的な改善の方向を記述させていただきます。「中期的な生産ガイドラインを策定し、ガイドラインに基づく需要に見合った生産を推進していく」と、あと品目別の助成対象、転作ですけれども、これを生産者と実需者とが確実に結びついた生産や担い手に集中化していくということで、これは具体的には今から中で検討するということでございます。

3-2-4が、今申し上げました数値をグラフ化したものでございます。一番上が契約栽培数量でございます。平成22年に向けて4.2万トンということで、中段の生産量の推移は、予定では実線の250になっていますが、途中の270というようなことで線が大幅に上回っておる表でございます。

あとは先ほどご説明したものですので省略させていただきまして、次に、ラベルの3-10

をお願いします。「飼料の安定生産対策」でございます。これは、先ほどの大豆と同じような形で目標値を設定しております。面積、生産量につきましては、食料・農業・農村基本計画の努力目標に基づいて22年の数値を16年に換算したものを載せております。面積、生産量、それぞれ101万ha、438万TDNtということで、ちなみにTDNというのは可消化栄養分総量といいまして、飼料作物の栄養分の評価を換算した数値でございます。

サブ指標として、コストの観点から自給飼料の生産費用価ということで、TDNkg当たり45円というようなことで目標値を置いております。

その14年度についてのそれぞれの数値ということです。

評価結果につきましては、面積、生産量とも、下の方に書いていますように93万ha、373万TDNtということで、達成状況は趨勢値を下回っているような状況でございます、マイナスがついてございます。いずれも評価についてはCでございます。の大家畜1頭当たり飼料作物作付面積21.2a、これにつきましては21.0aということでA評価になってございます。

3-10-2ということで、「所見」につきましては、面積、生産量とも趨勢値を下回っている。達成率は低いというような状況になってございます。

「改善の方向」につきましては、具体的な観点から波線をつけた形で、低コストの関係の追加をしております。今のコスト低減の指標を削除しておりますけれども、加えて、もう少しコスト低減に係る指標をしっかりとすべきと思っておりますものですから、このあたりの設定を検討する必要があるということで考えてございます。

4-9、資材費低減のところでございますが、4-9-1ページでございます。これは中目標4の高コスト構造の是正のところでございます。資材費については、肥料だとか農薬とか農業機械、こういったものがあるのですが、上位計画については食料・農業・農村基本計画のような計画には載ってございませんので、これにつきましては、4-9-6にございますが、私どもの方で22年に向けてどの程度現行の対策を努力すれば何とかもっていけるかという数値を計算をしております。下の方に表がございます。肥料、農薬、農業機械というようなことで、平成12年と5年先の普及率を見通して、それぞれの普及率の低減効果を一定程度計算して、最終的に一番右の下にありますようにトータル6.80%の低減ということで目標を定めてございます。

4-9-1ページに戻っていただきまして、6.8%の削減というのを置いてございます。これは、数値の出るのが遅くなるものですから、代替指標として農村物価指数というので置い

でございます。これは3資材総合ということで0.6%、ちょっと難しい計算があるのですが、割愛させていただきますが、それで14年なりの数値を計算しているということでございます。

有効性の方では、代替指標でみますと0.8%でございますが、達成状況133%になっていきます。これは代替指標の方で対前年比、目標値のところの書きぶりで、農村物価指数の対前年比の騰落率ということで、前の年を比較していくというような目標値になっておるのですけれども、これは累年で判断した方がいいのではないかと考えておまして、-0.8をもしも累計でやるとすれば-1.1%の実績になるということで、達成状況は92%という計算が一応できております。できればこういう形で次回以降は結果の評価を判定した方がいいのかなと考えておりますが、代替指標はこうなっておるものですから、今のところ0.8%ということでやってございます。

「所見」につきましては、達成状況としては出ておりますけれども、引き続き取り組む必要があると考えてございます。

4-9-2ページでございますが、「改善の方向」については、実需者ですとか流通業者の関係の団体からは、低減のための行動計画の改定が13年に行われまして、これに基づいてやっております。ただ、これは、実際には商取引に係るところもございまして、現場における競争の一層の導入が最も有効であるということで、そういうことを修正して整理させていただきました。長くなりまして申しわけございません。

(今村座長)

ありがとうございました。引き続きまして経営局の今井経営政策課長。

(今井経営政策課長)

経営政策課長の今井でございます。経営局の関連の主要政策分野は認定農業者制度と農地の利用集積の分野、2つでございます。資料は7-1と7-6でございます。

まず7-1-1をお開けいただきたいと思います。「認定農業者等意欲ある農業者の育成」という政策分野であります。この政策分野につきましては、担い手施策の推進状況を示す指標として認定農業者の数、この資料の中では経営改善計画の認定数となっておりますが、法律上は計画を認定するということですので、そういう表現にしておりますが、認定農業者の数だと思っていただければいいと思います。具体的な数値目標は、平成16年度23万経営

体としておりますが、これは平成16年度を目標に市町村、都道府県が計画を立てておりますので、その全国集計したものを目標として置きまして、それに向かって単年度1万6,000経営体を追加認定されるようにするというのを目標にしているということでございます。

「評価結果」ですけれども、14年度の評価結果は、7-1-1の半分から下の部分ですが、目標値19.8万人に対しまして実績が19.9ということで、有効性の評価はAということでございます。これにつきましては、引き続き委員をお願いしている4名の方は十分ご承知だと思っておりますけれども、この政策目標につきましては、この評価会でもたびたび熱心なご指摘をいただいております、数字だけよければいいというものではなくて、もっと実際の経営が、計画どおりよく改善されているのかどうなのか、中身の方のフォローアップをすべきだという指摘をこれまでもずっと指摘をいただいております。

そこで、資料7-1-2ですけれども、そこに紹介しておりますように、認定農業者の経営改善の取り組み状況につきまして、昨年アンケート調査を行いまして、その結果を2ページ、3ページのところに概略紹介しております。報告書本体もできましたので、後で委員の方々にはお配りしたいと思いますけれども、概要は時間の関係で割愛させていただきますけれども、そういうアンケートなどもした上で、今後どういうふうにしていくかということですけれども、7-1-4のところに「改善の方向」を記載しております。今、有効性評価のところでもコメントいたしましたように、これまで委員の方々からご指摘いただいておりますように、これからは数をふやすということだけではなくて、認定を受けた後、いかにして経営改善計画を達成していくのか、いわば量だけではなくて質の向上にも重点を置いた政策の推進が必要なだろうということをまず「改善の方向」のところに記しております。

これに関連しましては、文章の真ん中辺に書いてございますけれども、昨年12月3日にとりまとめました米政策大綱の中でも、地域水田農業ビジョンをつくって、その中では、地域で担い手を改めて明確化して、その人に農地の流動化等をやっていくのだという方向を示しておりますので、この認定農業者制度につきましても、それとあわせてきちっと質の改善に資するような政策の見直しを行うということ、一番後ろのところになりますけれども、方向として書いたということでございます。

7-6でございます。「担い手への農地利用集積の推進」という項目でございます。この政策分野につきましては、先ほどの認定農業者等の育成の課題とも関連するわけですが、農政が目指しておりますような、効率的、かつ安定的な担い手を育成確保するという

ためには、その手段の一つとして、そういう経営に農地の利用を集積させていくということが必要になります。そこで、この政策分野におきましては、農地の流動化施策の推進状況をチェックする指標として担い手にどのくらい農地を集積するかということで、トータルは、22年構造展望では280万ha集積させるということにしておりますが、その中間段階の平成15年度の段階で240万haを集積するということを全体の目標にしましてチェックをしているということでございます。

「評価結果」ですけれども、7-6-1の下のところですが、14年度の目標値は232.5万haということになっているのですが、実績は220.7万haということで、達成ランクはCでございます。昨年まで、その前からも、ここはなかなか達成度合いが悪かったのですけれども、引き続き低い水準にとどまっているということでございます。

7-6-18に「担い手への農地利用集積の状況（地域別分析表）」というのがとりまとめて載せてございますけれども、全体は、なかなか推進状況は厳しいのですけれども、こうした地域の特徴ある動きをみますと、集落営農を中心とした事業集積ですとか、市町村が公社をつくってやっているだとか、あとは中山間地で法人を設立したとか、さらには北海道のところなどには書いてありますけれども、構造改革特区を使っていくのだというような新しい動きなども紹介されておりますので、これも後でみていただきたいと思います。

7-6-3の(2)の「必要性評価」ですけれども、農地の流動化については実績が低位にとどまっているものの、これは我が国農政における最大の課題である農業構造の展望の実現、とりわけ水田農業における構造改革を進めるためには、どうしても農地の利用集積の加速化をやっていかなければいけませんので、それは欠くことのできない政策なのだ。そういうことであればどういうふうにしていくのだということを、3の「改善の方向」のところでもまとめておりますが、当然、利用集積を重点的に進めるということですが、これをやっていくためには、アンダーラインを引いておりますように、文章を最終的にはもう少し明確に方向を出すということで、2つ目の「・」にありますように、ここまでくれば全面的に政策を見直していくということを検討しなければいけないのではないかとこのをまず書きました。具体的には、今回の米政策改革の中でも打ち出しているのですけれども、水田農業におきましては、土地、水利用というのを集団的に使っているということで、3つ目の「・」のところに書いてありますけれども、今回、米政策改革に合わせまして集落型経営体というのを担い手として組織化し育てていこうというような方向を出しておりますので、そういうことも含めて全体の政策を抜本的に見直していくのだという

ような作業をこれから進めるというようにしているところでございます。

以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。それでは、次に農村振興局佐藤農村政策課長から。

(佐藤農村政策課長)

農村政策課長の佐藤でございます。農村振興局の関係につきましては3点ございますので、ご説明させていただきます。

まず1点目は「耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保」でございますけれども、これは、近年、優良農地の減少傾向が続いているわけでございますが、これに歯どめをかけることを政策目標としているものでございます。数値につきましては、そこにございますように、平成16年度におおむね現状程度の418万haの優良農地の確保を見込むということとしておりまして、14年度につきましては、平成10年度の優良農地面積419万haが、22年までの間、平均して減少していくだろうというふうに見込みまして、418万haの優良農地の確保を目標としたということでございます。

「評価結果」につきましては、そこにございますように、推計値で416万haということで、達成状況としては89%、達成ランクとしてはB、こういう評価になっておりまして、必ずしも十分な達成状況ではないという所見となっております。

これにつきましては、6-1-4のページでございますが、参考指標としまして、これまでの経年的な推移がございます。その中で下の方の(参考)の農用地区域内農地除外及び編入面積、この表をみていただきますと、14年度につきましては、農用地区域からの除外面積が前年度に比べまして4,000ha減の1万2,000haにまで減少したわけでございますが、その一方で編入される面積が伸び悩みまして7,000haにとどまるということで、差引優良農地面積として全体をみますと5,000haの減少となったわけでございます。ただ、これまでの推移をみますと、前々年度につきましては1万1,000haの減少、前年度につきましては8,000haの減少ということでございますので、徐々にですけれども、優良農地の減少には、ある程度の歯止めがかかってきたというふうに考えられるわけでございます。

その上の表にございますように、農用地区域内の耕作放棄地につきましても横ばいが続いております、耕作放棄地の増加傾向には歯止めがかかっているというふうにと考えられ

るわけでございます。

今後の取り組み方向でございますけれども、6-1-2のページに戻っていただきたいと思うのですが、引き続き耕作放棄地の発生防止等のための施策を講じるとともに、集団農地等を優良農地としまして農用地区域への編入等を進めていくということが必要でございます。そのための具体的な手法としましては、国が定める農用地等の確保等に関する基本方針に基づきまして優良農地の維持・保全と有効利用をきちんと図っていくということが必要でございます。具体的には、各都道府県が作ります基本方針の見直し、これを踏まえました市町村計画の変更、こういったものが計画的に推進されるよう関係者に対しましてきちんとした助言をしていきたいと考えております。

また、これと関連しまして、市町村条例に基づきます農地保全の取り組みの実行性をより一層促進していくということで、現在、農振法、あるいは農地法の省令改正の見直しを考えているところでございます。

「中山間地域等の振興」については、10-2-1になります。ご承知のように中山間地域につきましても、我が国の全国土の約7割を占めるわけでございますけれども、近年、過疎化、あるいは高齢化等によりましてそういった地域での農業の多面的機能の発揮が危惧される状況にあるということでございまして、地域の実情に応じた施策の実施が必要になっているわけでございます。その場合の施策の効果を総合的に評価する指標としまして、そこがございますように、全国の農業産出額に対する中山間地域の農業産出額の割合、これを維持していこうということで、平成16年度の目標値を36.7%としまして、14年度におきましても同様の水準を維持していくということとしております。また、その一方で、定住促進に対します施策効果を評価するために、サブ指標としまして、総農家戸数に占める中山間地域の農家数割合を維持するというので、16年度の目標を43.4%、14年度におきましても同様の水準を維持するということとしております。

また、これらの算出方法でございますが、10-2-5ページを開いていただきますと、〔政策目標値の算出方法〕が下の段にございますが、そこがございますように、中山間地域の農業産出額につきましては、翌年の10月以降の公表ということでございますので、この代替目標としまして、農業粗収益と販売農家戸数を掛けた数の全国値に占める割合、これを使うこととしてございまして、平成7年から11年の平均値は、34.8%を上回るということを目標としております。

サブ指標につきましても、農林業センサスを使ってありますが、これが5年に1回の調

査ということでございますので、毎年公表される農業構造動態調査による販売農家戸数を代替指標として使用しているわけでございます。

今回の14年度の評価結果は、10-2-2ページにございますように、代替目標によります目標値の実績としましては35.0%、これは先ほどの34.8%を若干上回っておりまして、達成率が101%、達成ランクAということでございます。

これにつきましては、ここには書いてはございませんけれども、1戸当たりの粗収益が全国平均では微減であったわけでございますが、中山間地域では微増であったということがございますし、また、中山間地域の販売農家戸数の減少率が全国の平均に比べてやや下回ったため、全国に占めます中山間地域の割合を維持するということになったわけでございます。

サブ指標につきましては、7月に公表予定の農業構造問題調査の結果を踏まえることになるために、7月末に確定するというところでございます。

以上によりまして、14年度における目標は達成されているわけでございますけれども、ただ、産出額の絶対額が減少傾向と見込まれることから、引き続き地域特性を踏まえまして関連施策の推進が必要になってくるわけでございます。

今後の改善方向につきましては、10-2-2の3にございますように、直接支払制度における集落協定活動の充実、あるいは生産・生活環境両面の整備に対する支援、就業機会の確保、さらには都市と農山村で行き交う地域づくり、こういったものを積極的に進めていくこととしております。

続きまして3点目の「農村地域の総合的整備の推進」、11-1-1のページにございます。これにつきましては、農村地域の総合的整備の推進の政策目標としまして、地域の住民の満足度と、集落排水施設の整備率、この2つを設定してございます。1つ目の住民の満足度でございますけれども、農村整備の実施による成果として、生活の快適性、あるいは生活の質の向上に関する地域住民の満足度を把握するための調査を実施しております。その満足度の目標としましては、各年度とも理想値として100%を設定してございます。2つ目の集落排水施設の整備でございますけれども、農村整備事業の対象人口、約900万人と想定したわけでございますが、これに対する整備率を平成22年度までに中小都市における12年度時点での普及率、これは約57%でございますが、その水準まで引き上げるということを目標としまして、16年度における目標を39%と設定した上で、14年度につきましては33%と数字を置いたわけでございます。

14年度の評価結果でございますが、まず の満足度の調査結果でございますが、これは目標値の実績値として92%、達成状況も92%ということになるわけございまして、達成ランクはAということで、事業の実施に対する住民の理解がおおむね得られていると思われるわけでございます。2つ目の集落排水施設の整備率でございますけれども、目標値の実績値として34.1%ということでございますので、達成状況としては116%、達成ランクはAということで、整備は順調に推進されていると考えられるわけでございます。

今後の農業の持続的な発展の基盤となります農村地域の整備、これは引き続き必要になるわけでございますけれども、その「改善の方向」としましては、11-1-2ページの3に記載がございます。まず満足度でございますけれども、今回の調査結果の中で、先ほど申しましたように満足しているという回答が92%であったわけでございますが、その一方で住民の意見を聞く機会の設定とか、あるいは施設の活用方法、こういった点に関する意見もみられたわけございまして、今後の方向として、住民に対する説明等についての改善を図りまして住民の理解を一層得られるように努力していくということが必要だと考えております。

また事業の整備に対しましては、そこに書いてございますように、生活環境基盤、あるいは生産基盤につきまして、ハードとソフト関連施策を一体的に進めていくということが必要ではないかと思っております。さらに、情報基盤整備、あるいはその利活用システムの整備につきまして、他の省庁とも連携した上で一体的に進め、効率的な実施を図っていくことも必要だと考えております。

事業の実施に当たりまして、事業間での一層の連携・調整を図りながら計画的、あるいは効率的な整備を推進するとともに、P F Iの活用も図っていくということが考えられるわけでございます。

また、分権の観点からは、統合補助金化を進めていくということも視野に入れてございます。

なお、最後に書いてございますように、今後、目標につきましては、新たな土地改良長期計画、あるいは社会資本整備重点計画におけるアウトカム目標を重視した目標設定、こういったものを参考にしまして見直していく必要があると考えております。

以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。引き続きまして技術会議の伊藤技術政策課長。

(伊藤技術政策課長)

技術政策課長の伊藤でございます。資料9-1-1をみていただきたいと思います。項目では「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」ということでございます。簡単に申し上げますと、農業分野、あるいは食品分野の技術開発の関係でございます。

「目標値」でございますが、3つございます。1つは、「普及に移しうる成果」及び「実用化しうる技術」ということでございます。食料・農業・農村基本計画におきましても、現場にきちっと技術開発の成果がちゃんと伝わるようにということでございまして、こういったような指標化をさせていただいております。

としまして、研究者の1人当たりの論文数、3つ目に特許の出願、あるいは新品種の方の開発の数でございます。そういった先進的な開発成果が、現場にきちっとやるという成果の一つの指標としまして、着実に数字がわかるものとして論文なり特許なり新品種の数ということでございます。

今回の評価結果でございますが、3月末までの数字がまだ現段階で、4月末にならないと完全な確定値が出ません。それで、9-1-1の下の方でございますが、まず「普及に移しうる成果」「実用化しうる技術」の方は集計中でございます。ただ、今のところ、私どもは途中で何回か聞いている感じでは、着実に数字としては積み上がってきているということで、達成状況としては悪いものではないというように聞いております。

2つ目の論文数の方でございますが、これも4月下旬に確定することになってはいますが、今まで2月下旬の段階の数値がここに入っております。0.88報ということで、達成状況96%でございます。これを3月31日末までいけば確実に達成できるのではないかとということで、達成ランクAでございます。

特許の方でございます。特許、新品種の方も同じくまだ集計中でございますが、これも定性的なあれではありますが、昨年度を上回る特許の数なり新品種が出ているということで、これも恐らく最終的には達成は可能であろうと考えております。

評価シートの方を1つだけ申し上げたいと思うのですが、9-1-5の下の方をみていただきたいのでございます。こういったような開発された成果は確実に、その後も含めて着実に現場に入っているかということで追跡調査をしております。最初でございますのは13年度、昨年度の実績が14年度時点でどうなっているかということでございますが、ここにあ

りますように、一番上に農業現場で使用されている、それから農業現場で普及するための実証展示の段階ということで、普及に向かって動いているものが合わせて45 + 15ということで、昨年出しましたものが6割は現場に入ってきている、着実に入ってきているということでもあります。

9-1-6、次のページでございますが、実用化の方は今集計中でございますが、12年度の方の実績のもので申し上げますと、13年、14年とふえておりまして、14年度の右の方でございますが、合わせて現場で使用されているもの、実証展示段階のものを合わせますと74%ということで、これも着実に現場に入っているということでございます。いずれにしましてもまだ集計中でございますので、最終的にそのあたり整理したものを outs させていただきますと思います。

以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。次に食糧庁の宮坂総務課長。

(宮坂総務課長)

食糧庁の総務課長の宮坂と申します。よろしくお願ひ申し上げます。資料は8-3でございまして、「米の需給政策」でございます。

「目標値」でございますが、15米穀年度といった場合には、14年の11月から15年の10月までの1年間を指しますが、主に14年産米が供給の大宗を占める年度ということになるわけでございますが、この間の総供給量を1,171万トンというふうに置いております。サブ指標といたしまして備蓄の運営に当たりまして、販売数量14米穀年度の政府米の販売数量を20万トンというようにしているところであります。

「評価結果」であります。有効性評価の目標値であります。14年度の米の総供給量が1,177万トンということで、目標値を6万トン上回ったわけでございますが、達成ランクといたしましてはAランクということになります。サブ指標であります米の販売数量であります。これは20万トンの目標に対して20万トンということで、達成ランクはAということでございます。

8-3-2、次のページであります。 「所見」に書いてございますが、供給量の調整ということでございますが、供給量を左右いたしますのは、3行目に書いてございますが、何と

いってもその年の生産量ということでございます。具体的には14年産米の生産量ということになるわけでございます。14年産米の生産につきましては、生産調整面積を配分いたしまして、いわゆる減反を行うことによりまして供給量を調整する。その数量が全国で101万haの転作を行った。さらに豊作の場合には、どうしても面積を配分していても豊作で作況が上に振れますと、どうしても供給量がふえるということで、そうした場合には青刈り等を行うというようなことで、事前に調整をしておったわけでございますが、現実問題、豊作が見込まれたということで特別の需給調整を行う、こういうことで、これの上乗せをするというような形で減反を行ったわけでありまして、その結果として供給量が、下の方にございますけれども、作況指数といたしましては、平成14年産は101であったわけでございますが、目標生産量を下回る数量にすることができたということでございます。

8-3-3で「改善の方向」であります。今申し上げましたように、米の需給政策につきましては、目標値なりサブ指標がともに達成ランクAというふうになっているわけでありまして、しかしながら、今申し上げましたような供給量の調整をする生産調整という手段におきまして、非常に大きな問題がある。具体的には、先ほど申し上げましたように101万haの面積を全国の農家の方々に配分的に行うというようなことも、これじゃ、もう限界だというような声が高まりますし、また、計画流通制度ということで一定の流通ルートを特定いたしまして、そこに対する一定の支援を行っているわけでございます。その計画流通米のウェートが非常に小さくなってきているというような状況、それから全体として需給を調整した結果、本来であれば米価というものがそんな大きな変動がないということになるはずであります。実際問題、米価が低下しているというような状況がございまして、そうした意味で稲作全体が非常に大きな問題を抱えるに至ったということ踏まえまして、先ほど来、各局からもお話がございましたが、昨年の12月に米政策を抜本的に改革をすることで、米政策改革大綱を決めまして、具体的に何をやるのかということでございますが、将来的につきましては、需給調整というのは、生産をなさる農業者とか農業者団体の方々が自主的・主体的に行っていただく。

ただ、当面のところといたしましては、8-3-3の から までございますが、基本的には需給見通しを立てまして、需給見通しといっても第三者的な機関のご助言をいただきまして、客観的な需給予測というものをもとに見通しを立てまして、面積で配分ではなくて、生産数量で配分をするというようなこと。それから豊作の際に過剰米が出ますと、それが全体需給の緩和を生みまして低下、低落につながるということもございまして、過剰米処理

について事前に一定の支援方策というものを明らかにする等々の抜本的な改革をするということを考えておりました、そのための所与の法律改正というものを今国会に提出しているところであります。

なお、米政策大綱の関係につきましては、8-3-7の(2)で「米政策改革大綱の要点」というのがございますので、恐縮でございますが時間の関係もありますので、説明の方は割愛させていただきますが、そこに載せておりますのでご参照いただければと思います。

以上です。

(今村座長)

ありがとうございました。続きまして林野庁の方から矢部企画調整官、お願いします。

(矢部企画調整官)

林野庁の関係の政策分野についてご説明をさせていただきます。

林野庁関係、2つございまして、お手元の3-11でございますが、「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」でございます。この政策分野の目標値は2つございまして、サブ指標が3つございまして、

1つ目の「目標値」は木材の利用量ということでございまして、これは、国内の森林から生産された木材の利用量、つまり国産材の利用量になります。一昨年策定いたしました森林林業基本計画におきまして、平成22年に国産材の利用目標2,500万 $m^3$ を掲げてございます。それをベースにいたしまして、平成17年度の数値をつくったものがここにございまして、2,083万1,000 $m^3$ ということになります。2つ目の目標値が製材業の生産性ということで、従業員1人当たりの丸太の処理量という概念でございまして、平成17年度に1人当たり455 $m^3$ という目標になってございます。

サブ指標の1つ目は建築用材の乾燥材の生産割合ということで、建築物に木材を使った後に、狂わないようにするためには乾燥ということが必要になります。その乾燥材の割合を33%に引き上げていくということでございまして、2つ目が大規模な製材工場からの生産割合、これを55%まで引き上げていくというものです。3つ目は国有林野における計画的な林産物の供給ということで、13~15年度の3カ年で、1,320万 $m^3$ の林産物を供給していくということでございまして、

それぞれの14年度における目標は、その下に書いてございますが、その結果が、次のペ

ージのところに出ています。「評価結果」のところですが、木材の利用量につきましては、ふやすという目標に対しまして残念ながら44万8,000m<sup>3</sup>の減少ということで、達成状況は-16%、達成ランクはCになってございます。これは、国内の木材総需要量が、14年度に大変落ち込みまして、国産材につきましてもそれに引っ張られて落ちたということでございます。2つ目の目標の製材業の生産性につきましては、1人当たり7m<sup>3</sup>増加いたしました。37%の達成状況で、Cランクでございます。

サブ指標につきましては、乾燥材の割合の集計が5月にならないと出てきませんので、5月にお示しをしたいと思っております。2つ目の大規模工場の生産割合でございますが、1.6%の増となりまして、達成状況57%でBランク、国有林の林産物供給量につきましては451万m<sup>3</sup>ということで103%のAランクということになってございます。

次のページの「改善の方向」でございますが、国産材の需要確保を図るということで、需要者のニーズにこたえた木材の供給をより拡大していく、住宅、あるいは公共施設等での木材の新たな需要を開拓するなど積極的に施策を展開していく、さらには、未利用資源の有効利用、木質バイオマスのエネルギー利用、こういったものも進めていきたいと考えてございます。

もう一つの政策分野でございますが、12-4でございます。「森林の整備」でございます。

「目標値」が4つございます。民有林における目標が2つ、国有林における目標が2つ、それぞれ複層林等多様な森林の整備、あるいは育成複層林の造成という目標値でございます。これらにつきましても、先ほどと同様、一昨年策定いたしました森林・林業基本計画の目標値をベースにそれぞれの目標年度の数値を出してございます。

サブ指標といたしまして3つございますが、1つが健全な森林育成のための間伐の実施です。民有林の方は面積ですが、国有林は面積の概念で集計しておりませんので、材積での目標になります。3つ目のサブ指標が海外における持続可能な森林経営への寄与度ということで、農林水産省が実施しております国際協力関係の事業の有効性につきましてアンケート調査を行いまして、その結果で評価をするという形にしてございます。

14年度における目標は、それぞれそこに記述してあるとおりでございます。

次のページにその結果がございまして、民有林の森林造成面積につきましては、達成状況59%でBランク、複層林の造成面積につきましては43%でCランクということになります。国有林につきましては、森林造成が92%のAランク、複層林・長伐期施業林について

は99%のAランクということになります。

サブ指標につきましては、民有林の間伐面積は100%の達成でAランクとなっておりますし、国有林の間伐につきましても124%でAランクになってございます。海外への寄与度につきましては、アンケートの結果88%の効果というカウントができて、Bランクということになります。

これらの政策分野の「改善の方向」が次のページにございますが、それぞれ森林の重視すべき機能区分に応じまして適切に伐採・造林等の施業が行われるように森林所有者に働きかけをやっていきたい。

特に複層林の造成水準が低いわけでございますので、これを助長するための事業、例えばモデル林の設定、普及・啓発、こういったものをしっかりやっていきたいということでございます。

以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。続きまして水産庁・山根企画課長。

(山根企画課長)

企画課長の山根です。6-4-1をお開きください。政策分野として「我が国周辺水域における水産資源の適切な管理」というものを評価しております。

6-4-1の下から2行目のところに 目標値算定の考え方 というので、我が国周辺水域における水産資源の適切な管理を図るため、資源管理を行った努力の効果がより明確に評価できるよう、対象魚種に対する総合的な資源管理計画である資源回復計画の策定に着手する魚種数及び漁獲努力量削減の実施状況といった、資源回復計画の推進状況を目標としています。また、個々の資源回復計画における、漁獲量や資源量といった目標をサブ指標としています。さらに、外国漁船による違法漁獲の防止も重要であることから、外国漁船の操業状況の確認割合についてもサブ指標としております。

また、6-4-1の頭の方をみていただきたいのですが、そのようなことで1の(1)の目標値ですが、漁獲努力量の削減等により資源回復が見込まれ、資源回復計画の策定に順次着手するものとしている魚種の数、平成16年度までに50魚種程度というのを定めております。13年度に10魚種ほど着手しましたので、14年、15年、16年の3年間で残りの40魚種に着手

したいということで、 $40 \div 3$ で13というのを単年度の目標にしております。その結果、6-4-2の上から3分の1ぐらいにあります「有効性評価」で、14年度の実績は8魚種ということですので、13分の8で62%の達成、達成ランクはBということであります。

サブ指標の方は、1ページに戻っていただいて、サワラの瀬戸内海系群というものについて、12年度の資源量1,545トンから約20%増を18年にもっていきたい。もう一つは、我が国周辺水域に入漁する外国漁船の操業条件の遵守状況の確認割合を15.7%まで18年度にもっていきたいということとして、それぞれ14年度における目標は、そのページの下の方にありますサワラ瀬戸内海系群資源量は1,607トン、我が国周辺水域に入漁する外国漁船の操業条件の遵守状況の確認割合は14.3%ということを目標にしております。

達成状況は6-4-2のところとして、資源量の つきましては、18年度までの目標を既に超えて1,859トンということであります。達成ランク、「-」が引いてありますが、Aの非常に高い数字ということになるわけですが、6-4-6をあけていただきたいのですが、下の方に書いてありますが、「また」以下で、サブ指標であるサワラ瀬戸内海系群の資源量を平成12年資源量から平成18年度までに20%増加させることについては、平成14年9月現在、資源量が1,859トンと推定されており、平成12年と比較すると20%増となるため、累計値で見ると最終的な目標値を達成する結果となっている。しかしながら、平成14年の資源量については推定に利用できるデータが少なく推定精度が低いこと、また、水産資源は、資源管理等の人的要因の他に、海況、気候等の外的要因の影響も大きいことから、今回の増加要因についても外的要因の影響があったものと考えられる。このため、本魚種の資源量の増加を確実なものとしていくためには、引き続き、資源管理施策を実施し人為的な要因の管理を確実に行っていく必要がある。として、今回、あえてAというのを付けずに「-」にしております。

また、外国漁船による違法漁獲の防止も重要であり、その確認状況についても目標を達成しております。14.5%ということでは122%、Aランキングであります。これにつきましては、6-4-2の「所見」の3段落目のところにあります。速力、人員収容力に優れた新型取締船への代船及び航空機での取締など漁業取締の強化により、実績値が目標値を大きく上回る結果となっております。

このようなことで、6-4-3の「改善の方向」ですが、13魚種を予定していたところ8魚種ということでありますが、これは関係者間の話し合い活動をどんどん進めていく必要があるということであります。4行目から「また、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種

を対象に、積極的な資源培養、漁場環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を行う必要があるが、これには、漁業者等の関係者の理解が得られることが不可欠であり、引き続き関係者に対する説明や関係者間における協議の場を設ける等の努力により、より一層積極的に取り組むべきである。」としております。

もう一つの事柄は7-10であります。政策分野としては「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」ということで、目標値としては生産コストの抑制を掲げております。沿岸漁業と中小漁業、それぞれ全く生産構造が違っております。漁家という家族経営的な沿岸漁業のコスト528万7,000円を維持したいというのと、経営と雇用が分離している中小漁業というもので、約1億円のコストを9,803万8,000円へ抑制するということであります。

サブ指標としては保険金・共済金の支払いに係る標準処理期間を、ともに60日にしたいということですが、これらにつきましては、13年度までは出ているのですが、14年度の数字が4月末にとりまとめということですので、両方とも次回のご説明に回したいと思いません。

最後に、15年度において水産分野では資源管理をテーマに総合評価を行う予定でしたが、漁獲努力量管理の実施が今年度からのスタートとなり、総合的な評価を行うには実績が出ないということもあり、18年度に総合評価を行うこととなりましたのでご報告いたします。

以上です。

(今村座長)

ありがとうございました。最後になりましたけれども、統計情報部の長統計調整課長。

(長統計調整課長)

統計の関係でございますが、簡単にご紹介させていただきます。13-1でございます。統計の目標値は、3項目ということで、は新規政策ニーズへの対応割合、各部局からの調査要望に対してどれだけ対応したかというもので、100%を目標にするということでございます。は、調査について、政策担当部局における利用割合、それがどういう形でどの程度利用されたかということで、これについても当然目標としては100%というように掲げてございます。は、関係者を含む一般の国民の方々に、そういった統計調査結果がどのように利用されたかということで、これにつきましては、ホームページへのアクセス件数で

すとか照会件数、そういったものに対して件数の増加を見込むということで、平成17年度までに100%増、2倍にするという目標値を掲げてございます。

次のページでございますが、これらに対する評価結果でございます。真ん中の2でございます。「評価結果」の(1)のところ、のそういったニーズに対してどの程度調査として対応できたかということで、93%ということでございます。のところは、政策部局をどの程度利用されたか。これは100%。のところ、どの程度一般の国民の方々に利用されたかということで、アクセス件数等を掲げてございますが、これについても100%以上達成しております。1点だけ の93%について、「所見」の のところで、事前にお配りしている資料に比べ若干わかりやすい表現に修正させていただいております。この93%の理由でございますが、そこにありますように、幾つかの調査の中には、毎年ではなくて3年ごと、あるいは5年ごとの調査といったものがございまして、それらについては、コストとの関係もありますので14年度には対応できませんが、16年度以降、周期年で対応することとし、14年度には対応はできなかったということで100%にはなっていないという事情でございます。

引き続き、次のページ等に「改善の方向」を書いてございますが、各部局からの調査のニーズ、そういったものに応えていきたいと思っています。

以上です。

(今村座長)

ありがとうございました。大分説明が長引きました。大変膨大な資料の説明でしたので、この辺で10分ほど休憩して、それから質疑討論に入りたいと思います。

( 暫時休憩 )

(今村座長)

再開したいと思います。それぞれ今の説明を聞きまして、あるいは事前に資料を読んでいただいた上での質問、ご意見をいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

(大木委員)

1つだけお尋ねしたいと思っていることがあるのですが、資料2-3-3で、先ほど食料の小林課長の方からお魚のことでCランクですね。そのことで、私もちょっとそれをお尋ね

したかったのですが、これは健康上の理由でそうなっているのでしょうかけれども、Ｃランクに、食べてはいけないという、だけど、それが設定の一番もとになる資料というものがここにはないのですね。それで、去年もそれは疑問に思ったのですけれども、根拠になる、もとになる資料が欲しいなということを、そこから判断するので、ということをおもいましたことと、一方で、魚離れということがいわれていて、学校の給食でもお魚の骨をとったものを出しているというのがテレビなんかでも、群馬県の学校給食で、できるだけということで、魚を食べさせましょうということをやっていますね。農水省の消費者の部屋でも、魚の週には、「さかな、さかな、さかなー」と歌を歌って一生懸命魚を宣伝しているということもありますし、だからごく一般の人たちは魚離れしているけれども、とにかく食べましょうという気持ちになっているんですね。そういうことと、漁業の方も、肉よりも魚をとというような感じでいろんなPRをしていらっしゃいますし、農水省も随分魚に力を入れているんじゃないかなと思う反面、Cという評価にする、相当脂肪をとってはいけないんですよ、というのはわからないということが私たちの一般的な問題。ここら辺の評価の仕方というものをもうちょっと、先ほどもご指摘いただきましたけれども、研究をして、何か違う、ちょっと考え方が、考えにくいというのが思っておりますので、そこら辺のところをお願いしたいと思います。

(今村座長)

それでは、1つずつお答えいただくと時間の関係もありますから、多分ダブるものも出てくると思いますので、一わたり皆さんからお聞きして……。

(加藤委員)

何せ新米なものですから、極めて素朴な質問をして大変恐縮です。お許しいただきたいと存じます。各課長さん方からご説明を伺っていて、大変だなというふうに思いました。実は私も10年前まで、農水省ではないのですがある役所におりまして、役人生活をしておりまして、その当時はこういう制度がなかったからよかったなと今思っております。よかったか、悪かったか、国民がそれこそ判断することかもしれません。私個人は大変だなと。そして、何か評価のための評価になっちゃって、評価栄えて農政滅ぶということになりはせんかなという心配すら、聞きながら感じました。

ジェネラルなコメントはそんなところで、まず、それこそ素朴な質問をしたいと思うの

ですが、この目標というのはだれがつくったんでしょうか。目標を定めて、それに対して数値的にどのくらいになるというのは、大変理念的にはよくわかる手法で、例えば100という目標に対して平成14年度は90であった。これはよかったとか、悪かったとか、そういう判断をするということ、そういう評価をするということ自体は、その手法自体は理念的にはよくわかるのですが、目標というのはどなたが定めたのでしょうかという、具体的にいいますと、どこでもいいのですが、1つの例として2-3-1に、お米は16年度で65.2kgとる。食用大豆の消費量は7.3kg、野菜は104kg等々の目標があって、それに対して14年度がどうだったか、こういうことになるわけですが、この目標はどなたがお決めになったのか、またどういう観点からお決めになったのか、これは、冒頭、委員長がおっしゃった自給率を達成するためという目標で、自給率を45%にしようと思うと16年度はこの程度日本国民に食べてもらわなくてはしょうがないということで決めた目標なのか、それとも健康のことを考えて、いわば日本国民が健康に生活できるというのなら、この程度ですよ、こういうものですよ、国民といったって、年をとった人も、若い人もいろいろといいますけれども、平均的にみるとこんなもんですよ、こういうふうになったのかどうかということ、まず第1点、これは徳田調査官にでもお聞きしたいと思います。

それから、この評価会というのは、この目標を議論する場では、あるのかないのか、目標自体を私どもが、この目標が適切かどうかということの評価する対象になっているのか、対象は全然どこか与えられたものであって、このこと自体を議論することは、この評価会の役割ではない、要するにこの数字ありきということで、その前提で議論するのかというのを第2点目としてお伺いをいたしたいと思います。

3点目として、例えば1つの例としてお米のことを申し上げたいと思うのですが、お米をみるとCという評価になっているわけです。94%の達成率である。したがってCだ。ただ、Cというのが、一体どういう意味なのかということなんです。2-3-11ページの真ん中辺にお米のことについて書いてありまして、いろいろと書いてありますが、例えば「食生活指針の普及や食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、米を主食とする日本型食生活の復権を目指して広範な国民運動を展開していく必要がある。」と書いてあって、じゃあ、これはどうやってやるんですか、こういう政策手段というのはどういうふうにしてやるんですか、というと、2-3-23ページあたりに書いてあって、医療機関だとか、国民運動、テレビを積極的に使ってやるとか、具体的にごはん食推進テレビ番組をつくりましたとか、50回全国放送します

とかいろんなことが書いてある。これが一つの政策手段なのですが、この政策手段を使ったら、テレビを何回やったらCがAになるのかということですね。一体食べたくないという人にどうやって食わせるか、そういう政策手段があるのかということですね。一体Cという評価をすること自体がどういう意味があるのかというのが私にはまだ納得いかない。先ほど評価のための評価であって、評価に農水省の方々が忙しくて、農政が怠るのではないかという心配があるといったのは、例えばそういうことでございます。

政策手段をみていると、幾ら使った、食糧庁の消費改善課に 億円使いました、こうなっているわけですが、果たして政策を、農水省のだけで考えていいのかということですね。実は、私は食料の専門家でも何でもなくて環境の専門家で、環境の専門家として食料を考えますと、日本の食卓の今のあり方というのは、私どものいう環境倫理に反するというふうに思っておりまして、そういう冊子をつくったりしてやっているわけです。そうすると、消費改善課に何百万、何千万か、ちょっと数字はすぐぱっと出てきませんが、そういうお金を使うことと、例えば学校教育だとかPTAだとかNGOだとか、そういう外部の人にお金を出すということの政策効果といえますか、そういうこともどう考えていくのだろうか。そんなことがもろもろと思ひ浮かびまして、理念的に数字を掲げて、それが当該年度にどのくらい達成されたかというのを評価して、AとかBとかCとかつけないという意味は、くどいようですが、一応理念的にはわかっても、現実に一体、例えば米だとか魚にしても卵にしても、どうやって食えというのか、政策手段が果たしてあるのか。テレビの放映をやりましたといっても、50回を100回やったらお米が増えるんですか、と聞くと、多分50回テレビ放送をやったって、100回やったら、食わない人は食わない。ということになると、こういうやり方がどういうことなのかなというのがあえて疑問でございます。また、いずれにしても入ったばかりの新米で、偉そうなことをいうつもりは毛頭ございません。ただ素朴な質問だけをとりあえず提出させていただきました。

(森本委員)

これはばかみたいな話なんですけれども、小林さん、お願いしたいのですが、ハセップなのか、ハセップなのか、ハシップなのか、農水省だけでも結構ですから統一していただけないでしょうか。一々H A C C Pなんていえないので、皆川課長でも結構でございます。どれか一つに統一して下さい。ハセップという人もおるし、ハシップという人もいる。

(皆川企画評価課長)

農林水産大臣の所信のときにルビを振ったのはハサップというふうにしたかと。

(森本委員)

じゃあハサップにしましょう。ボブサップというのもあるから。このH A C C Pなんです、ハード的にいえば、これをとるということがすごく大事になっているのですけれども、雪印みたいな例もありました。結局、とっていてもああいうことが起こったということで、その辺の、後のことですね、そういったところあたりはどういう、監視体制みたいなものですね、どこかで考えておられるのか。それと、大豆の安定生産対策なのですが、関係課あたりが書いてないのですが、これは技術会議あたりが関係課として、品種あたりの問題で入ってくるんじゃないかなという気もしたのですが、どうでしょうか。

経営局は、認定農家の話なのですが、数の論理じゃないというのは今井課長もいわれておりましたので当然のことなのですが、結局、認定農家というのは市町村で認定しますね。ということは、当然、市町村の目標設定があって、達成状況があるべきだと思うのですが、これは何遍もいっていると思うのですが。だから、トータルした数字は当然クリアしているかもしれないけれども、極端に言えば、47都道府県のうちに7県だけがどんと認定農家の数がふえていて、ほかは全然ふえてなかった。40は実際ふえてないのだけれども、7がふえただけで数的にはプラスになってAになっているということも、簡単にいえばあり得るわけですね。だから本来は、小さくいえば市町村から達成状況はみるべきなのですが、それが無理でも県別ぐらいでは、達成状況というのはみていく必要があるのではないかと。でないと、私、この前からいっているのですが、熊本あたりだと認定農家が1万5,000、同じ経営規模の鹿児島あたりは6,000とか7,000とかいう数字なんです。その辺の設定数字も余りにも違い過ぎるものだから、その辺もちょっと違和感があるという話も前からしてまますけれども、その辺のところも、それも市町村が計画していることですから、こちらが何とかという話ではないので、それは構いませんけれども、その辺まで出すべき数字ではないかなという気もいたします。

担い手の農地利用集積の推進なのですが、今、私も土地改良の総代をやっているのですが、土地改良あたりも今度の用地利用集積の話をやっているんです。ということは、土地改良あたりもこれに関連してくるんじゃないかなと。生産局飼料課というように関係課は書いてあるのですが、だけではなくて、やはり土地改良とか、極端に言えば農業委員会、

そういったところの協力もないと、話はなかなか進まないのではないかなと思います。

以上、何点かです。

(田中委員)

今思いつていることだけ申し上げます。事務局をお願いしたいのですけれども、きょうのご説明を聞いておっても、担当がいろいろお変わりになるのはいいことだなと思いました。今までの説明の延長ではあるにしても、新しい発想が時々出てくることがあればそれは感想ですが。

事務局をお願いしたいというのは、加藤先生の質問にも関係するのですけれども、例えばABC、あるいは評価せずというのを、150%以上だったら評価しないとだけ説明されるのだけれども、なぜそうしたのかということ、それは皆さんに説明してあげないとわからないだろうと思います。単に150以上を棒だけ引いているというのはなぜなのかということですね。一つ一つについての質問は山ほどあるのですが、それはまた、おいおいご質問するにして、前から知っていることを加藤先生がいみじくも非常に明快にいつて下さったのですけれども、政策手段、予算というのはえてして非常に惰性的に、財務省の方でも、主計局の方でも、出てきたものを若干削ればいいぐらいな　こういったら悪いけれども、本当いつてそうなんです。しかしながら、今までやってきているからやってきているというだけの話でなくて、それが本当にどういう役に立っているのか、政策手段として、その政策目標にどのぐらい寄与しているのか、きょう冒頭に私は申し上げたのですけれども、本当にある手段が、その政策目標にどういうふうに役立っているかということ、これは加藤さんがおっしゃったように非常に難しい問題なんです。例えば、本当に一生懸命テレビでいうだけで100%になるのか。一体何をしたら農水省に与えられた行政目的、あるいは任務を果たすことになるのかというのが、私は基本だと思うのです。だから、私はあらかじめ送っていただいたペーパーをさっと見たのだけれども、そういう観点から一つずつ、政策手段と合わせてみたときに、もう一回、特に19の主要なものについてはやっていかなければいけないなと思っております。

(大山委員)

印象だけ簡単にいわせていただきます。細かいことはいっぱいあるでしょうから、それは除かせていただきたいのですけれども、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、政

策評価というのは、どうやってそれをフィードバックするか、予算にリンクするか、そういう外のあれとのリンクが必要なわけですね。そのための政策評価だというのが、私は一番前提になければいけないと思うのです。先ほどからちょっと問題になっているのは、目標の立て方というのが一つの大きなファクターとしてある。もちろん評価の仕方、指標の設定の仕方、いろいろあるのですけれども、まず目標の設定の仕方というのがあると思うのですけれども、ちょっとみての印象ですと、説得力が欠けているというか、何があれかなと思って考えてみたのですけれども、これが問題だという問題点の分析というか、だからこういう目標になる、こういう目標にする、ここが問題で、ここをこう是正したい、あるいは改善したい、あるいはこういうレベルにもっていきたい、その問題点の指摘というところに、もうちょっと力を使っただけならば、目標というのが割と説得力のあるはっきりした形になるのではないかと。もちろん資料としてもっておられるでしょうから、そういうのが入っていれば、目標のところでは説得力が出てくるのではないかと。

一つは、目標というのはちょっとマクロ過ぎるというか、感じがするんですね。そうしますと、A B Cがどうもひとり歩きしちゃうものですから、Cでよくない。Aだからいいのだけれども、「所見」のところをみると、ちゃんと分析はしておられるわけですね。このAは必ずしも、いわゆるAとして認めるわけにはいかない。もうちょっとほかの要因がある。それはなぜかということ、目標がマクロ過ぎるからそういうことが出てくるのではないかと。思うのです。ですから、それを是正するためには、目標というのは、先ほどどなたかもおっしゃったのですけれども、あの目標に行く裏づけが、いろんな背景の資料があるわけですね。地域データ、あるいは規模別のデータ、あるいは作物の品種別のデータ、経営規模による違いとか、いろんな要因というか、そういう幾つかの側面からみて、それでマクロな指標というのが出てくるわけですから、その前の段階の幾つかの見方といいますか、細かい資料というか、そこのあたりである程度目標というのをもち、その結果としてマクロな、ここでいっている、例えば自給率がどうのこうの、あるいは大豆の生産量がどうのというのが出てくるのではないかと。思うのです。ですから、そこが一番最初にきちゃうと、どうしてですか、魚の消費量が一番目標となると、どうしてもひっかかるというのがあって、どうしてですか、魚の消費量が一番目標となると、どうしてもひっかかるというのがあるのではないかと。もうちょっと細かいところで目標があって、そこがどういう理由でそういう目標が出てきたかということをはっきりさせる必要があるのではないかと。

指標も一つの平均値というか、代表値でやってますね。だから、もう一つぐらい情報を

提供した方がいいのではないか。例えば、そのデータの裏づけになる分散がどうなっているのか、あるいは標準偏差がどうなっているのか、あるいは地域的な偏りがどうなっているのか、要するに代表値だけだとどうしてもそこがひとり歩きしちゃうということで、指標を設定する場合にはそういうこともしていただければと思います。

(秋岡委員)

ずっとやらせていただいているのですけれども、毎回新しい疑問がわいてきて、見落としていたのか、前のを忘れていいのかわからないのですが、とりあえず今日2つ、1つお尋ねしたいことと、1つは、ちょっと思っただけなののですけれども、ということで、危機管理マニュアルの話なのですが、1-1-1のところ、危機管理マニュアルについては、アンケートもいろいろで、まだわからないとおっしゃっていたのですが、お尋ねしたいのは、危機管理マニュアルの整備率と危機管理マニュアルの質がどうかというのがとても気になるんですね。というのは、今SARSとかはやってますね。思ってもいなかった危機が突然やってくるんだ、現在は、というのを、今SARSですごく感じていて、危機管理マニュアルの内容が今のところパーフェクトでも、新しい危機が起こったときに、この危機管理マニュアルがすぐそれに対応できるようなシステムになっているのかなというのが、多分評価をするときにもう一つ大事なこともかもしれないと思ってお尋ねしたいと思うのです。

例えば、今、割と私の知っている大手の事業会社なんかだと、半日ぐらいかけてやっている役員会があって、それは要するにSARSが中国とか香港ではやっていて、とりあえず出張は禁止したのだけれども、ゴールデンウィークで帰ってきちゃうからどうしようというのがあって、例えばSARSなんかだと、私の知っている限りの大手の事業会社は、大体帰国した場合は、出張でもプライベートでもいいのだけれども、10日は出社に及ばずという内規をつくっているのが結構、どこの会社もそうだって、それはそうらしいんですよ。一番困るのは、香港とか中国の取引先の社長が来たときに、10日たってから来いとはいえないからどうするかというのが大変なんですけれども、要するに役員会を半日開かなければいけないほど思ってもなかった危機が突然あらわれるということの象徴で、例えば仮にSARSがどんなのか、私はよく知らないのですけれども、例えば、ここでこんな危機管理マニュアルがあっても、仮にゴールデンウィークに香港に行った人が帰ってきて何かつくるといいうときに、それはどういうふうはこの危機に対処すべきかというような、ア

アップグレードがどういうシステムになっているのかということも、一つ気になるなと思ったのが1つ。

もう1つは、これはちょっと思いついただけなので、全然とんでもない考えかもしれないんですけども、4-10-1のところに食品流通の効率化というのがあって、これは、別にこの項目がどうのということをお願いのではなくて、これから効率化と考えるときに、1人当たり何とかというふうに考えて基準値を設定してみていくことがどのくらいの意味があるのかなとすごく思うのですね。労働市場の構造とかがとても変わってきていて、雇い方も変わっているし、例えば一番わかりやすい例は、外資系の企業だと思うのですが、この課で10億円売り上げなければいけないというと、大体課長が人件費のポジションをもって、人件費は1億とかと決めると、その課長はいろんな経済情勢をみながら、ことしは頭を使って大きくもうけるから5,000万の部下を2人雇って、景気が悪くなってくると頭で稼げないから、足で稼ぐから、5,000万の2人はクビにして、極端な話、1,000万のプレーヤーを10人雇うというふうにやっていくのが外資で、ばたばた変えちゃうんですけども、それは、10億円の費用を稼ぐために幾ら人件費を投入するのかというので効率性をみているわけですね。

例えばここで、食品流通の効率化を1人当たりでみていったときに、人数割りすることが本当にこれから先、効率化をちゃんと日本の経済としてみていけるのかなというのがよくわからない。というのは、これからだんだん高齢化社会になっていって、例えば人手が足りなくなるということもあるし、年金の支給年次が引き上げになると、定年になってから年金をもらえるまでの間の人たちで、給料が安くてもいいから仕事が必要だという人たちをどこかで雇用していかなければいけなくなったときに、給料が半分の人を倍雇ってこういう市場で働いてもらうというようなことがあったときに、頭割りで行っていると、多分効率はすごい下がっちゃうんですけども、要するに投入金額に対する効果というのでみれば1人だけ、半額の給料の人が2人になる分には同じですね。そういうときに、こういうところの効率化を何で割ればいいのか、だから、人数で割るべきなのか、人件費の1単位を10万円としたら、人件費10万円当たりの効率の度合いをみるような指標に変えていくのかとか、その辺が、これから経済とか労働市場の構造が変わっていくときに、どこかでちょっと気にとめておいて考えてもいいのかな。これは単なる感想で、それがいいかどうかかわからないのですけれども、ちょっと思いました。

(今村座長)

ありがとうございました。一応一わたりご意見をいただきまして、いろいろ出ましたけれども、大木委員からは魚、加藤委員からはお米の問題という具合に、もう繰り返しません、そのほかに、食品流通、今、秋岡委員からありましたし、H A C C Pもありましたね、そういうことを含めてどうぞ。その前に全般がありましたね。評価方法や目標値の設定その他で全般について徳田調査官、よろしく。

(企画評価課徳田調査官)

加藤委員初め、評価会のあり方、政策評価そのものについていろいろ指摘がありましたのでお答えしたいと思います。

まず目標設定でございますが、これは役所が今回定めておりますけれども、評価会での議論の対象でございます。もともと幾つかの、特にいわれました食生活部分への、例えば個別の品目の消費量とかそういうものについては、食料・農業・農村基本計画から来ておりました、自給率達成のために生産分野の個々の品目についてこれぐらい達成しなければいけない。逆に消費分野はこういうふうには有用しようということでございます。ただ、健康面を考えながらの指標となっております。もしその目標が悪いということであれば、何か問題があるということであれば、この政策評価自体、大臣のあいさつにもありましたように、基本計画にもフィードバックしていくようになっておりますので、基本計画の数字がアプリアリではないと考えております。

ただ、もう一つっておきたいのは、個々の品目ごとに政策手段がぶら下がってまして、消費量を目標にしないのであれば、何らかの目標が立つべきだと、政策評価担当部局としては思っております。今の目標が正しいのか、別な目的のためにやっているのかということ、ところを明らかにしていく必要があるのではないかと考えています。

A B Cの評価でございますが、以前にも評価会でも議論があったようでございますけれども、私どもとしては、A B Cというのは一つの目安ということで考えておりました、分析のためのきっかけといいますか、一つの切り口であるということで、Aだからそれでいいのだというわけではなくて、先ほど各課から説明がありましたように、その内容を分析していくということでございます。

アウトカムという目標でありますので、若干個々の政策手段からみますと、寄与度とか関連性とか、そういうもので一定の制約なり限界といいますか、説明しにくい部分はあり

ますけれども、何を目標にしていくのかということで、できるだけ定量的目標を掲げるといって努力しております。ただ、事前にいい指標があれば変えていくということをやっております、毎年いい指標があれば、ご議論の中で考えさせていただいております。

もう一つ、森本先生からいろいろ、関係分野の話のことがあったのですが、今回、政策分野と政策手段とを整理するとき、これまで政策分野にはいろんな手段が複数ダブって掲げられていたのですけれども、一つの政策手段の一番主な目的の政策分野に分類することで、一政策手段、一政策分野ということで、これはわかりやすさを求めるということで一応整理させて、やらせておまして、そこで、実はどちらをとるかという問題があります。より関連が深いのであれば2分野にも掲上するべきだということがあるかと思えます。そこはまた、ご議論いただければと思います。

田中委員の方から150%を達したものはバーにしているということでございますが、その説明が足りないのではないかとございまして。150%についてバーであったものは、1年目の評価会のときに、150%を超えるようなものについては副作用があったりとか、例えば生産量がふえても価格が下がる場合があって、生産者に対してはデメリットもあるのではないかと、あるいはもともとの目標と政策手段との間に、実は関連が薄くて、外部的要因が主に影響しているのではないかと、そういうことがあってA B Cの評価はしないということになっております。

ただ、昨年もう一つ議論がありまして、150%を超えたからといって、何でもかんでもバーにするのか。副作用がなくて達成が高ければ高いほどいいものもあるのではないかと、ということで、そういう議論もありましたので、そこはまた、安易にバーにするのはどうかというところはあるかと思えます。

これは全般にわたるのですけれども、政策評価というのは、一番最初に森本委員がちょっといわれたのですけれども、こういう評価会を通じて役所の意識改革を手助けするのだというような話があったと思うのですが、田中委員からもありましたように、政策評価というのは役所の自己評価という面がありまして、それは、こういう手段を通じながらどういふふうに向かしていくか、国民に対してわかりやすく説明していきながら政策の質を高めることが重要だということでやらせておまして、私どもも政策評価の限界がある。目標値についても今のままでいいのかということはあるかと思えますが、安易に目標を失って、事業だけ進めればよいというふうに戻らないようにしたいと思っております。

雑駁ですが、全般的に説明させていただきました。

(今村座長)

また、それに対する質問もあるかとは思いますが、まず質問について一わたりやります。

(小林食料政策課長)

ご指示いただいた点について、何点かお答えさせていただきたいと思います。

まず魚とかお米とかのサブ指標のところについては、徳田の方からご説明申し上げたとおりでございますが、多少重複して申し上げますと、食料・農業・農村基本計画の中で、いろんな前提を置いて、その上で望ましい食生活、例えば食べ残しは物すごく減らしましょうとかいうふうな、いろんな前提を置いた上での望ましい食生活の姿というのを書いております。その数字が、目標値との関係で、評点ということでいいますと、2-3-5にございます。目標値と実績値と趨勢値という表がございまして、このところに当面の方向性というものを示しているわけです。例えば、2-3-5のサブ指標の一番最後「魚介類の消費量」のところをみていただきますと、14年度の目標値は35.64でした。趨勢値は36.05でした。つまり今までのトレンドでいいますと36.05になってしまいます。しかし、目標値は35.64でした。ちょっとそれよりも下ですね。ところが、実績値は37.2という形になって少しふえているというふうな形になっているものですから、方向が一種の逆向きに動いているね、という評価になっているということでございます。一つの原因は、こういう微妙な数値を分母に100%とって計算しているものですので、ほんの少しの動きで一遍にふえてしまうということが出ている可能性はございます。

お米の話も同様の問題でございまして、食料自給率につきましては、このところ少しずつ低下傾向にあるわけです。低下傾向にある原因は、食料自給率の場合、自給率100%であるお米をどんどん食べなくなって、かわりに畜産物というのは、基本的には輸入した資材、えさとかで育てているものですから、畜産物をたくさん食べられるということになると、自給率は落ちてくるわけです。そういった中で、一つはPFCバランスの問題等もありますし、我が国の農業でできるものというふうなことから、お米をできるだけ食べていただくということがいいのではないかとということが基本計画の中に書いてあって、それを目標にしているわけです。という数字をやっておりますと、現時点ではまだ下げどまっていな、むしろお米の消費量はまだ右肩下がりというふうな状況でございますので、ここは底打ちにして右上がりに何とかもっていけないかということは考えていけないこ

とだというふうには考えております。

先ほどのお話で、PRをやると、一体どれだけの効果があるのだというふうなことについて、そういったご指摘は当然あるのだらうと思いますが、例えば昨今の子供たちの食べている物、あるいは若者の食べている物の食生活をみますと、若いころ食べた物をそのまま食べ続けるというふうな傾向があるとすると、今、平均値的にはそこそよくても、若い方の食生活が本当にいいのかということになると、これはかなり問題があって、はやりの言葉でいえば食育とか情報伝達、こういうものをやっていかないと、それが直ちに目にみえるかどうかは、また別途評価の方法はいろいろ工夫しないといけないと思うのですが、では、放置してもいいということには恐らくならないだらうと思うので、どういう方法で評価すればいいのか、また、どういう形でチェックしていただくのがいいかについては、まだいろいろと検討していかないといけないと思うのですが、方向性としてはやはり必要なことなのだらうなというふうには考えております。

HACCPは、公式見解ではハサップということになっているようでございます。HACCPで、牛乳なんかでHACCP工場が一回事故を起こしたじゃないか。ああいったものはどうしているのだというお話でございますが、実はHACCPにつきましては、食品衛生法の中に位置づけられておりまして、今国会でまさに法律が出ております。そこで、今まで一回、いいですよ、HACCP、あなたの工場は合格ですという、あとチェックはなかったのですが、今後は定期的に、たしか5年に1回だったと思うのですけれども、チェックする仕組みを導入しておられます。そういう形できちっと後もチェックするというのは、厚労省の方も対応しておられる。農林省の方もHACCPをできるだけ導入するような支援のための法律というのを、今国会で延長するというものをご提案させていただいているところでございます。

危機管理マニュアルですけれども、危機管理マニュアルについて、私ども大変恥ずかしい話ではございますが、実は私どもの方でも、一たん事故が起きたときにどうするかということについて、最低限これだけが危機管理マニュアルの備えるべき要件であるというものを決め切れていないままふんわりとお尋ねをしたという、定義をはっきりさせないまま聞いているものですので、今回のものについては、これでは評価していただくには値しないかなということで一評価しております。こういうことをお尋ねする以上は、ある程度、最低限この要件は満たしてなければいけない。今いわれた質の問題を問わないと目標達成ということには当然ならないのだらうなと考えております。この点は改めていきたいと思

います。

効率化を1人当たりでみていいのかというところにつきまして、これもまた、今後順次検討していかないといけないのだろうと思います。例えば、コンビニエンスストアなんかで働いておられる方というのは、ほとんど恐らくパートの方とかアルバイトの方でいらっしゃると思いますね、正社員の方はほとんどいらっしゃらないという場合に、2時間の人が3人でチームを組まれた場合と、正社員1人でいらっしゃる方と、いろんな労働のバリエーションがありますので、その場合にどういう形で評価すればいいのか。先ほど徳田調査官の方から申しあげましたように、かといって何も指標なしでさようならというわけにも、それもまた、おかしいだろうということで、とりあえずまず1人当たりでやっておりますのが、トライ・アンド・エラーのまずトライの部分だというふうにご理解いただきまして、また指標なり、私どもも考えていきたいと思いますので、アドバイスがあればありがたいと考えます。

(今村座長)

大豆のことが森本委員からありました。川口生産振興推進室長。

(川口生産振興推進室長)

大豆の安定政策の関係課ということですが、確かに昨年までは技術会議だとか関係の部局を入れておりましたけれども、先ほど徳田調査官から話があったように、わかりやすくするというので、例えば、大豆は今、農産振興課の一つのメイン事業、一番後ろのページの政策手段については1つ載せておるのですけれども、昨年まではそれに、ほかの関連の研究の事業だとか、基盤の事業だとかいうものを載せておいて、それで管理課としてそれを所管する課が載っておったわけですが、今回はとりあえずの整理分けとして明確化する、ダブらないようにわかりやすくするというので政策を特定し、課も特定したという状況であります。これはご議論があると思いますので、また、いろいろと中でも検討するかと思います。

(今村座長)

やはり森本委員からあった認定農業者の件を今井経営政策課長から。

( 経営政策課 加藤補佐 )

経営政策課の加藤でございます。認定農業者制度の話でございますが、市町村段階等達成状況ということでございますが、資料の方では7-1-17に認定農業者の達成目標と実績でございますが、都道府県別のものを資料として用意してございます。7-1-16にそれぞれの地域での状況を簡潔に分析しているわけでございますが、これにつきましては、中レベルにおきましてもかなりばらつきがあるということでございまして、例えば北陸農政局なんかをみますと、それぞれ農業県であるにもかかわらず、新潟県なんかですと1万台、石川、福井等は1,000にも満たないというような目標であるわけでございます。冒頭に課長の方から説明をいたしたのですが、認定農業者制度につきましてはさまざまな批判等も、運用につきましても意見等もございまして、そういったこともございまして、今後、制度の運用の改善につきましても、今後ガイドライン等を発出していくというようなことを今考えております。具体的には、認定農業者制度の趣旨の再設定、今回の米政策との関連で、水田農業を担っている農業者の認定の促進、あるいは農用地利用集積の重点化の実施、特に事務的運用でございます類似条件下での市町村間における基本構想、あるいは経営手法との整合性の確保等、運用の改善を行うべくガイドラインを示すということを考えてございます。

もう1点、農地の利用集積の方の関係課の話でございますが、先ほど徳田調査官から説明がありましたように、各事業一分野、一事業というような整理を行った結果、振興局の事業は外れてしまったということで、ちなみに昨年までは振興局の農地整備課、水利整備課等の事業、担い手育成型のほ場整備事業ですとか、基盤整備関係の事業、これらはみんな政策分野に入っていたということでございまして、これにつきましては、資料ですと7-6-2、「所見」にも書いてございますが、今後流動化の推進ということで、基盤整備を実施された地区へ重点化するということで考えてございまして、土地改良部局との連携というものは非常に重要なものだと考えており、引き続き流動化、利用集積のソフト事業とともに、基盤整備とセットで推進していくということでございます。以上です。

( 田中委員 )

さっき全体的なことをいったもので追加を2つほどお願いいたします。

1つは、幾つかアンケート調査というのがありました。例えば5番の食料・農業・農村に関する国際協力、これなど、具体的にどういうアンケートをされたか知りませんが、日

本がいろいろ協力してあげてよかったか悪かったかといったら、ただでやってくれる話なので、よかったというに決まっているのですね。だから、どんなアンケートをされたか、後で参考に、具体的にみせていただきたい。

これも似たような話で、12番、森林の整備のところ「海外における持続可能な森林経営への寄与度」とあるのですね。これもアンケートをやっています。これだって、フセインの支持率じゃないけれども、めちゃくちゃに高い。当たり前といえば当たりの話なので、こういうのはどういうアンケートをしていらっしゃるのか、次回でもいつでも、参考にして出していただければいいと思います。

国内でいえば、11番の農業集落排水施設、これもアンケートをしていらっしゃるのですが、これも90%ぐらいとかなんとか、それ以上だったと思いますが、非常にみんな満足している。満足度はある。これは自己負担どのぐらいだったんですか、後で教えてもらいたいのですが、参加する農家はどれだけ自己負担だったか、相当自己負担して、なおかつ満足なら満足で結構なんだけれども、これもどんなアンケートをされたのか、統計のアンケートはある程度わかる気がします。そのほかには、3ついったほかにもあるかわかりませんが、それについては、アンケートでそもそも調べることもないという気がしたということが1つ。

さっきどの課長さんだったか説明されましたが、官房の方でも説明されましたけれども、各分野一事業にしたから入っていたり入ってなかったりということなのですが、それは確かにあると思いますけれども、いろんな事業をやっているから、それは何の役に立っているかというのは、一番ご担当がわかっているはずなので、どの分野に入れるべきであると。しかもそれは、こっちの分野には寄与度がどのぐらいある。それを客観的に証明するにはこういうものがあるからAという政策分野には寄与度が大きい、それには幾らと、ただ何となく役に立っていると思うというのでは話にならないので、もしそういうふうに、ある事業が2つの目的に、あるいは3つの目的に関係するのであれば、それぞれどの程度の寄与をしておられるのか、それはどういうことでそれが証明できるのか。しかし、世の中には、そうは思うけれども証明できないものもあるかも知れません。証明できないけれども、地域の人、あるいは担当者、あるいは大部分の人が、それはそうだと納得していることもあるかも知れないですね。なかなか物事というのは100%数字でわかる話ではない。しかし、それにしても、何か説明するものがないと、何となくそうだとするわけにはまいらないというふうな感想というのですか、疑問をもっております。追加的で申

しわけありませんが。

(今村座長)

ありがとうございました。前半部分については、認定農業者のアンケート、こういうたぐいで、恐らく何らかの格好でまとめているはずですから、アンケート部分については、皆さんにもっと整理したものを渡してください。そうすれば納得いくだらうと思います。田中委員の後半部分は、ご意見として、これからの課題ですでお承りしておきます。時間の関係もございますので、この辺で、特にございますか ないようでしたら、私から若干、座長が色々というのはまずいこともあるのですけれども、感想を、大きい意味で2点だけ述べさせて下さい。

1つは、私、事前にこの資料を読んで、今日、また説明を聞いて、なるほどそういうことか、ということが随分わかったところがあるのですが、大きい論点として、第1の論点は、目標値、あるいはその設定した達成状況、ABCなどいろいろな書いているわけですが、それを実現する上での政策手段、あるいは政策手法、これがどういう影響、関係があったのかというのが、どうも読んでいてわからないのです。これは委員からいろいろ、それに関連したご意見をいっぱいいただきまして、私も賛成なのですから、これは、余り性急に求めてもしょうがないところもあるのですが、評価会で大いに見解を積極的に述べてみたらどうだろうかと思っていることです。

例えば、一番わかりいいのが、今まで転作奨励金というものを二十何年やってきたわけです。16年度予算から 一番わかりいいので例をいうのですが、今度産地づくり推進交付金にかえるわけです。生産者の皆さんに本気でちゃんと立派な経営者としてちゃんとした団地をつくってやるとか、麦でいくのか、大豆でいくのか、あるいは飼料でいくのか、それを本当に考えて自分たちでやりなさいよ、しっかりした水田地帯の農業構造を変えていきなさいよ、そしてそういうことを自己責任の原則にもとづいてやってくださいよ、こういう路線への改革だと思えます。これは年来私が考えていたことなのですが、大変にいいことだろうと思う。 とすると、今までの転作奨励金の30年ほどやってきたのは、一体何だったのかということをはっきりさせないと、つまり政策手段としてこれから変えようという、過去の農政からみれば相当大胆な考え方なのですが、今、転作奨励金をやめて産地づくり推進交付金にするのは新たな政策路線の話なのですが、これと類した問題がいっぱい他にもあると私は思っているわけです。私は現場に随分行って、日本じゅうに何千人も

教え子というか、農業を本気でやっている青年を知っていますから、すぐわかるんです。そういうことを踏まえて、どの部分が、どういう政策手段、あるいはどういう補助金、あるいは財政資金が、どういうふうな役割を果たしたからこうなったという、この因果関係を、もう少しはっきりさせたいと思うのです。これは、原局でやるのは大変だろうと思うのです。自分の首を絞める話にも通じることにもなるものですから。だから、この評価会である程度幾つかの基本的な分野について提案しなくちゃならんだろうと思っています。そこまでやらないと政策評価につながりませんので。それが1つ。

もう1つは、政策間の関連性といいたいでしょうか、渡りといいたいでしょうか、関連がいったいあるわけです。今回の検討対象を選んだのはよくわかります。それはしようがないです。第一次接近としてはしようがないのですけれども、政策間の関連がわかりにくい。どういうふうに関連づけるか、関連性の検討が必要だろうと思うのです。例えば、食料の自給率を上げるとなると、とりあえず一番大きいのは飼料の問題ですね。飼料を大量輸入している。とうもろこし、大麦類を入れているわけですが、この飼料の問題を考える。片方で、今日もお話がありました。優良農用地確保、片方では耕作放棄地が山ほどあります。これを一体どうするのだということで、私は各地で、皆さん農民に説いているのは、レンタカウでいこうや。カーじゃないです。レンタカウ、牛です。これでいこうと。そういうと、みんなはとわかるわけです。耕作放棄地に牛の放牧、牛の舌刈り、べろの方ですよ、鎌で人間が刈る下刈りは金がかかるけれども、牛のべろで刈らせる舌刈り、発音は一緒ですが、レンタカウと舌刈りでいこうと。何も水田を水田として維持しなくたって、耕作放棄の水田の雑草を牛はきれいに食べてくれる。500キロの体重の牛は毎日青草を50キロ食います。だって4つ胃があって、膨大な食欲がある。たちどころに耕作放棄地、セイタカアワダチソウでも何でもきれいに食べてくれる。特にそういうことを一生懸命推進してきたのは山口とか大分で、棚田の多いところで一生懸命やってきたのですが、成果が出ています。

しかし、放牧になれてない牛をいきなり放したって、牛は草の食べ方を知らないんです。赤ん坊と一緒にだめなんです。リーダーの牛がいなくちゃだめなんです。それで各畜産試験場に頼んで、放牧をリードしていく牛がいれば、それにみんな牛がくっついていって食べ方を学びながら食べる、まねをするわけです。ほとんど金かからないんです。金かからんから政策効果ないかということ、あるわけです。人間が棚田でもう大変だということはどうして放牧していったいいわけです。それを優良農地というのか、放牧地をどう規定す

るのか、考えてみれば、非常に循環型農業で具合がいわけですね。水源地でも本当に荒らさないでやっておりますし、牛が自然に草を食ってくると野芝にどんどんかわっていくんです。そういうことを含めて、それを山の中まで、里山も入れて。クヌギを植えていくと、今度はシイタケに好影響あるんですね。例えば大分でクヌギ山の伐期が13年ぐらいだったのが、牛を放牧したところは伐期は9年なんです。牛は肥料もやってくれる、蹄耕法で耕してくれる。いろいろの効果があるわけです。だから、昔、集約牧野で、ブルドーザーで山をはいたところをみんなクヌギを植えて、改めて野草地につくりかえているところがいっぱい出てきているのを知っているんです。そういうことを含めて一体どうするのか。だから考えてみれば全部つながっているわけです。今いったのはもちろんごく一例なのですが。

田んぼの方は冬場のえさをどうするかということとかかわる。ホールクロップサイレージを作ればよい。私の調査の限りでは大体共通項としてワンユニットが今の機械化体系では8haなんです。できれば10ユニット、80ha単位でやると非常に効率がいい。ラッピングしますから、そこに牛がいなくても県内を運ぶぐらいは簡単ですから、そういうことを含めて、限りある金を有効に使いながらどういうふうにやっていくか、それで目標を達成する。大目標、中目標、当面地域の自給率45%という大目標を達成するというふうな姿にもっていくにはどうしたらいいか。例えばの話ですが、今、非常に効率のいい電牧があります。アイスボックスぐらいのポータブルの太陽光発電電池、これも開発されています。そういうことに本当は助成をしてあげれば非常に効果は高いのですけれども、例えばそういう一つの体系立った姿を、各局庁の間ではなかなかそれが難しいが調整する方向で、そういうことをここで、思いつきじゃないです。実際にみながらいろいろやってみたいな、提案していききたいなと私は考えています。

そのためにも、机上の議論だけではだめですから、できたら秋ぐらいに、いい時期を選んで、現地に行って議論してみる。できるだけ一步でも二歩でも進む方向を考えたい。そのための政策評価会で、何も役所を批判するとか非難するつもりはさらさらないです。一步でも半歩でも進む方向はどうかというご提案をここでぜひ出していきたいというふうに私は思っているんです。ちょっと長くなりまして申しわけないですけども、せっかくやる以上は。そういうわけで、できたら現地を見ながら、どこがいいかというのは、またご相談しますし、どこへ行ってもいろいろの問題はあると思いますので、ぜひそういう方向で、委員間同士の議論もやってみたいなと思っております。

そういうわけで、時間の関係でどんどん先へ進んでしまったのですが、徳田調査官から予算との関係、ここの結果を予算にどういうふうに反映させるか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

(企画評価課徳田調査官)

お手元に資料8ということで、「平成13年度農林水産省政策評価(実績評価)結果の反映状況」という2枚紙をお配りしております。昨年度政策評価をやりまして、その結果、予算に反映した状況でございます。

下の表が「政策手段別評価」ということで、事業レベルにおろして評価をしたということございまして、その評価によれば、継続が12本、一定の改善・見直し必要が128本、廃止が22本ということになったところでございますが、実際の予算への反映でございますが、一定の改善・見直しが必要となったもののうち10本は廃止になって、全体で32本の廃止になっております。残り、改善の必要があるものについては、すべて改善をしているということでございます。

政策手段別評価といいますのは、今、実績評価をやっておりますが、先ほどから議論があったところでございますが、政策レベルだけでは、手段と政策との関係が明らかでない。目標と個々の事業レベルとどう結びついているのかわからないということで、農水省独自の手法として取り入れた手法の一つでございます。

2ページ目が「実績評価」ということで、ABC評価になったものでどういうふうな改善をしたかということが書いております。具体的には、後でぜひみていただきたいのですが、参考資料4と5ということで、実績評価と手段別評価がどういうふうに反映したかについて、数のみならず事例的にであります。個々の事業でどういう見直しをやったかということが書かれておりますので、ご参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

(今村座長)

ありがとうございました。それでは、次回、これからのスケジュールも含めて事務局からいろいろご提案いただきたいと思います。

### 3. 今後のスケジュールについて

( 企画評価課徳田調査官 )

資料9で「15年度に行う政策評価スケジュール」でございますが、第2回目の政策評価会を5月下旬、このときは先ほどちょっといいました政策手段別評価結果に関する意見交換を行うことにしたいと思っております。それから1ヵ月ごとに予定しておりますが、7月の第4回政策評価会の議論を経まして、実績評価の結果を出す、それで予算につなげていくということにしております。このような1ヵ月に1回ぐらいのペースで行いたいと思っております。なお、具体的な調整でございますが、あらかじめ各委員から日程を聞いておりましたが、なかなか全員がそろうような日程がないので、後で調整させていただきたいと思っております。

( 今村座長 )

ありがとうございました。そのほかございますか。 よろしいですか。

それでは、長時間にわたってお疲れだと思いますが、大変いいご提案をいただきました。しかし、これはまだ、今日は出発式でございます、これからがだんだん本番に入っていきますので、どうかますます皆さんの英知を傾けて、できるだけいい食料・農業・農村政策の実現に向けてご協力いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

了